

日程第1 一般質問

4番 長尾和則

（1）中川村の「総合計画」「総合戦略」および「地域活性化計画」について

1番 片桐邦俊

（1）農業の課題解決に向けて村と農業関係団体の連携が必要不可欠
（2）「チョイソコなかがわ」を利用者の目線で、安心して利用できる運行に

9番 大原孝芳

（1）国、県の政治動向から村の政策課題を考える

8番 大島 歩

（1）多様な世代・属性の農業者に農業関連情報が伝わるように
（2）村の2050年カーボンニュートラル実現に向けて

7番 島崎敏一

（1）村民が「自分ごと」として村の未来に関われる仕組みづくりをするべき。
（2）新たな学校づくりプロジェクトの審議の進め方について

出席議員（10名）

- 1番 片桐邦俊
- 2番 松村利宏
- 3番 中塚礼次郎
- 4番 長尾和則
- 5番 桂川雅信
- 6番 山崎啓造
- 7番 島崎敏一
- 8番 大島 歩
- 9番 大原孝芳
- 10番 松澤文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長	松村恵介
地域政策課長	眞島 俊	住民税務課長 会計管理者	小林郁子
保健福祉課長	水野恭子	産業振興課長	松崎俊貴
建設環境課長	宮崎朋実	リニア対策室長	小林好彦
教育次長	上山公丘		

職務のために参加した者

議会事務局長 桃澤清隆
書記 座光寺 てるこ

令和5年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和5年9月8日 午前9時00分 開議

- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
- 御参集、御苦労さまです。
- ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
- 日程第1 一般質問を行います。
- 通告順に発言を許します。
- 4番 長尾和則議員。
- 4番 (長尾 和則) おはようございます。(一同「おはようございます」)
- 現在、台風13号が伊豆半島沖を進行中ですが、雨はやんだようですが、時折、風が大変強く吹きますね。先ほど広報も流れたようですが、いまだし警戒を怠らないように努めたいと思います。
- それでは質問を始めさせていただきます。
- 質問事項は通告書のとおり「中川村の「総合計画」「総合戦略」および「地域活性化計画」について」の1項目だけですが、それに関する質問事項が多岐にわたっていますので、その点、御承知おきをお願いしたいと思います。
- 中川村第6次総合計画は2020年4月から2030年3月までの10年間を対象期間として定められていますが、御承知のとおり、この計画は中川村の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画であります。
- 総合計画は基本構想とこれに基づく基本計画で構成されていますが、そのうち基本計画は対象期間の10年間を前期と後期に分けて策定することとなっています。すなわち、2020年4月から2025年3月までの5年間を前期基本計画、2025年4月から2030年3月の5年間を後期基本計画として策定されます。
- 現地点——2023年9月は前期基本計画の取組を開始してから3年6か月目に当たりますので、前期基本計画の残り期間はあと1年6か月となるわけであります。
- 1つ目の質問です。
- いかなる計画も、いわゆるPDCA——計画、実行、評価、改善、このマネジメントサイクルを循環させて目標を達成することが肝要と考えます。
- 前期基本計画も余すところ1年6か月ですので、そろそろ評価と分析が必要な時期に差ししかかっていると思いますが、それをどのような方法、スケジュールで行うのか質問いたします。
- 地域政策課長 それでは、前期基本計画実施結果の評価と分析、方法とスケジュールということでお答えいたします。

- 現段階では、実施結果の評価につきましては、住民意向調査及び各課・係からの前期計画の取組状況調査を行いながら実施結果の評価を行いたいと考えております。
- 策定までのスケジュールについては、まだ構想段階ではありますが、第5次総合計画の後期計画策定時のものに倣う形で行いたいということで検討しております。
- 大まかには、6月上旬に計画の策定委員、これは副村長を筆頭に管理職、また推進委員、これは係長クラスの職員を任命し、住民意向調査の素案を検討しまして調査を開始します。
- 8月頃をめどに前期計画の取組状況調査を実施しまして、9月から後期計画の素案、原案を作成し、庁内検討会議でまとめていく予定であります。
- それと並行しながら、住民の皆さんからの意見聴取、これは地区懇談会になるかワークショップ形式になるかは未定でございますが、11月頃には総合計画審議会を立ち上げまして、2月中旬には答申を行い、3月議会にて計画案を提出させていただく予定となっております。
- 4番 (長尾 和則) ちょっと今、後期の策定スケジュールと混同してしまったんですが、前期の評価、分析を今課長がおっしゃったスケジュールで行うということでしょうか。
- 地域政策課長 前期のものについては今のスケジュールで行いまして、来年度は去来年度からの後期計画に向けて、両方が並行して評価を行いながら次の後期計画のものをつくり上げていくと、そういった進み方になると思っております。
- 4番 (長尾 和則) 了解いたしました。
- そうすると、確認ですが、前期の反省の中に外部の方の目は入りますか。
- 地域政策課長 外部の方の目ということではありますが、議員さんも入っていたかと思えますけれども総合計画の審議委員会さん——最初は各課長また推進委員の係長で内容の検証を行いまして、その後、先ほど言いましたように総合計画の審議会を立ち上げた中で、そこでその結果をそれぞれの委員さんにお示ししながら次期のもを立ち上げていくということになりますので、そこでは庁内の課長、係長だけではなく、審議委員の皆さんにもお示ししますので、そこで確認をさせていただくというような形になると思っております。
- 4番 (長尾 和則) 細かい話で恐縮ですが、審議委員というのは6次の審議委員がそのままメンバーになるわけでしょうか。
- 地域政策課長 第6次総合計画の審議委員さんにつきましては、それぞれ、議会から選出の方、教育委員、その他関係団体の方々、そして学識経験者としての公募委員さんも含まれております。
- それで、第6次の方がそのままということは、組織によっては同じ方ということもあり得ますけれども、公募委員さんについては当然公募ですので、その中で応募があつて任命するというような形になっていくかと思っておりますので、6次の方がそのまま同じ方ということはちょっと考えられないのかなというふうに思っております。
- 4番 (長尾 和則) 承知いたしました。

前期の分析は今課長がおっしゃったようなスケジュールと方法で行うということが分かりましたので、恐らくA～Dという評価づけをされるんだと思いますが、特に評価の低いCとかD、ここの項目を後期に向けてしっかり対策を打っていただくように今から要望しておきます。

その2つ目の質問に挙げましたが、後期計画の策定方法及び策定スケジュールというふうに2項目めに挙げておりますけれども、これは今課長が御説明いただいて並行するということが分かりましたので、ここの2項目めは飛ばさせていただきたいと思えます。

それでは次の質問に移らせていただきます。

第6次総合計画の基本構想第4章に土地利用構想が掲げられております。その前の第5次総合計画の基本構想には土地利用構想はうたわれていません。

御承知のとおり、基本構想は将来に向けての村づくりの基本的な理念と目指すべき将来像を明確にし、それを実現するための施策展開の基本的な考え方を示したものです。言い換えれば、基本構想は村づくりのバックボーンとしてゆるがせにできないものとも言えるかと思えます。

第6次総合計画の土地利用構想では、第1節で土地利用の現状と課題を示した上で、第2節では土地利用の基本方針として「長期的視野に立った土地利用」「人口減少、少子高齢化における土地利用」「高速交通網の整備を活かした土地利用」等の6項目の基本方針を示しています。

ここで質問をさせていただきます。

第6次総合計画基本構想にあえて土地利用構想を掲げた理由をお聞きいたします。

10年間の村の目指す指針となります総合計画の策定に関しましては、前の計画——第5次の計画策定から10年という期間の中で、社会情勢や住民生活、意識の変化等の中で、構成内容も当然見直しをしてきております。

御承知のとおり、総合計画は村づくりの基本的な理念と目指すべき将来像などを示す基本構想があり、その下に構想に基づき実施する基本的な施策体系を示す基本計画、そして基本計画に基づいた具体的な事業を毎年度計画し予算化する実施計画となっております。

土地利用に関する基本計画として国土利用計画法に基づく国土利用計画があります。

国ではおおむね10年ごとに策定しておりまして、今年7月に第6次の計画が策定されました。

本計画は、都道府県及び市町村においては策定することができるとされており、義務づけではありませんが、県では国の改訂に合わせて策定しており、現計画は平成24年に策定された第5次国土利用計画長野県計画で、今年の国の計画策定を踏まえて、来年度以降、第6次計画が策定されるものと思われま。

村では、平成4年に中川村国土利用計画を策定し、改定を平成14年に行って以来、改定をしておりますでしたが、市町村の土地利用構想及び基本計画については国県の土地利用計画を踏まえながら総合計画に盛り込んでいる自治体が多いこと、また計

画的な村づくりを進めるためには基本的な土地利用構想、計画が重要であることから、第6次総合計画から新たに盛り込むことというふうにしました。

○4 番 (長尾 和則) 裏というか、それに至った状況はよく分かりましたが、この10年間——今関わっておる10年間は土地利用構想が非常に大切なんだという趣旨で第6次総合計画に盛ったというふうには私は理解しておったんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○地域政策課長 よろしいかと思えます。

○4 番 (長尾 和則) 了解いたしました。

昨日、2番議員も質問されて触れられておりますけれども、土地利用構想っていうのは村の将来をデザインしていく上においてベースになるものだと思うんですね。後期計画に向けても、ぜひこの点をゆるがせにしないように、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは次の質問に行きますが、先ほど言いましたとおり、土地利用構想の第2節には土地利用の基本方針がうたわれていますが、前期基本計画に沿った政策の中でその方針に基づいて実施した具体的な施策は何かをお尋ねいたします。

○地域政策課長 土地利用の基本方針の中で、計画書の「②人口減少、少子高齢社会における土地利用」では、宅地の荒廃を防止するため、空き地、空き家バンク、また空き家等活用促進事業補助金の継続、空き家等を有効活用し人口減少の緩和、地域の活力維持を推進するよう村内関係機関と連携するなかかわ暮らし推進協議会の設置を行ってきております。

「③安全で安心できる土地利用」では、土砂災害、浸水被害を防止するよう天竜川の堤防かさ上げ、中川橋左岸上流側や小和田地区の大規模圃場整備等が挙げられます。以上です。

○4 番 (長尾 和則) 分かりました。

先ほど課長も御紹介いただいたとおり、第6次総合計画の策定メンバー——審議委員に私も公募のメンバーとして加わっておりますのであんまりなことは言えませんけれども、基本方針に土地利用構想がうたわれながら前期の基本計画にあまりそれを落とし込んだ様子が見られない——これは本来私が審議委員として発言すべきだったのかと思って反省しておるんですが、ちょっと見えないんですね。

そういった意味で、後期計画をこれから策定されるということですので、ぜひ基本構想の土地利用がどのように基本計画に反映されていくのかという点を、後期はぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは次の質問に行きます。

土地利用に関係する法令は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、自然公園法等、幾つかあるわけですがけれども、そのうち中川村は都市計画法に基づいて2007年度～2020年度を対象とした中川村都市計画マスタープランを定めていました。その対象期間は2021年3月末で終了しています。

したがって、マスタープラン終了後2年5か月が経過しているわけですが、現地点

○地域政策課長

○建設環境課長 において都市計画法に基づく中川村のまちづくりの方向性はどのように定められているのかをお尋ねいたします。

現在の中川村都市計画マスタープランにつきましては、2020年度——令和2年度の目標年度が終了しているということでございます。

その内容につきましては、経済や社会の変化及び都市計画の法的な更新等に伴いまして定期的に見直し、検討を行うことにより、有効に活用していくというふうにしております。

地域別構想の中では、大草、片桐、葛島、それぞれの具体的な施策が示され、土地利用、都市、施設整備、防災、景観などが具体的に明示されています。

現在、村内においては、学校統廃合や圃場整備事業など、用途関係の課題が大きく動いているというような状況であり、マスタープランを大きく変更するという状況ではないというふうに思っております。

しかし、用途地域の一部修正などは適時行っていく必要があるというふうに思っておりますので、そちらのほうについては進めてまいります。

都市計画マスタープランは、土地利用や生活基盤整備など、今後の村づくりの指針となるものになります。快適で安心して暮らせ、かつ多くの人を訪れ、住みたいと思える魅力ある村づくりを目指す指針として新たなマスタープランの作成を進めていきたいというふうに思っております。

○4 番 (長尾 和則) 今課長がおっしゃったように都市計画のマスタープランは非常に重要なものだということであるかと思えます。

ただ、これの上位法は、県が2003年に定めた飯島都市計画マスタープラン、これであることは承知しておりますが、飯島町においても、やはり中川同様、2020年で切れたままになっておるといふ状況だと思います。この上位法から入っていかないといけないかと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○建設環境課長 今御指摘のように、上位であります飯島・中川都市計画マスタープラン、そちらのほうの改定についても、当然、飯島町のほうと協議を進めながら進捗を図っていききたいというふうに考えております。

○4 番 (長尾 和則) ぜひ飯島町との調整もお願いしたいと思います。

いずれにしても、村の政策の後ろ盾になる計画やプランが途切れるというのは好ましいことではありませんので、事業個々のPDCA、これをしっかりと回していただければ途切れるということは少なくともないかと思うんですね。ぜひ、そんな点意識して回していただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

特に、これから予算編成作業に入っていくかと思うんですが、そのときには、やっぱり上位法なりプランっていうのが前提になってくるかと思っておりますので、そこら辺は、ぜひ漏れがないように、大事なことです。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に入ります。

三遠南信自動車道は最難関と言われていた約5kmの青崩峠トンネルが約4年の掘

削工事を経て本年5月26日に貫通いたしました。

リニア中央新幹線の建設も着々と工事が進んでおります。

第6次総合計画後期基本計画の対象期間である2025年4月からの5年間は高速交通網の整備が一気に進捗する時期と重なるかと思えます。そのような時期における土地利用構想は中川村の発展を支える重要な要因になるかと思えますが、後期基本計画策定に向けてその点をどう捉えられているのかお尋ねいたします。

○地域政策課長 高速交通網の整備を生かした土地利用というところに関わってくるかと思えますが、高速交通網の整備、特にリニア中央新幹線は人の流れの変化、また三遠南信自動車道の進捗は物流を含めた商工業に変化をもたらすことが予想されます。これは、村民だけではなく、来村者も含めた働き方や商工業の形能にも変革をもたらされることが期待されます。

将来を見据えた関係者、関係団体との連携を進める必要を引き続き計画へ盛り込んでいく必要があると考えております。

○4 番 (長尾 和則) その点、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

特に後期計画の産業経済分野、都市整備分野、この項目に関わってくるかと思えますので、その点は、しっかりと、ぜひ腰を据えて計画を策定していただきたいと思えます。この分野の計画は、環境がどんどん変わっていくわけですから、今までの延長線上ではなくて、新たな発想や真に有効な施策、これを計画するように今から要望したいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

次に進みます。

第6次総合計画前期基本計画の対象期間である2020年度～2024年度と同一期間で第2期まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略が策定されています。この総合戦略は2014年11月28日に公布、施行された国のまち・ひと・しごと創生法に基づき策定されたものと承知しておりますが、記載されている多くの項目が第6次総合計画と重なります。

私は、実はこのすみ分けの考え方がよく分からなかったんですけども、中川村総合戦略の「基本的な考え方」の項目に以下のようにうたわれていました。そのまま読ませていただきます。

村では、限られた行政資源を有効に活用して最大の成果を上げることで村の将来像を実現することを目的として、中川村第6次総合計画基本構想及び前期基本計画を策定しました。総合戦略は、総合計画に記載されている政策のうち、地方創生を推進するための政策を明らかにするものです。したがって、総合戦略は村が実施する政策の全てを掲載するものではありません。このようにあります。

私はこれを読んで中川村の6次総合計画と第2期中川村総合戦略の関係が初めて腹に落ちました。

さて、先ほど述べましたように第2期総合戦略の対象期間は第6次総合計画前期基本計画の期間と重なっておりますので、残された期間はあと1年6か月になるわけです。その後の期間、すなわち2025年4月以降の総合戦略について、まだ国の内閣

府がその方向性を定めていない中ではありますが、中川村として第3期まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略を策定する計画はあるのかお尋ねをいたします。

○地域政策課長

人口減少の克服、地方創生の目指すべき将来を定めるために、引き続き第3期総合戦略を策定することを想定しております。

また、国は全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すデジタル田園都市国家構想の実現を図るため、デジタル田園都市国家構想総合戦略を新たに策定しております。

地方においても、国の総合戦略を勘案し、地方版総合戦略の策定、改定に努めることとされていますので、先ほど述べたとおり、村としても計画を策定することを今のところ考えております。

○4 番

(長尾 和則) 策定計画があるということで、承知いたしました。

こういった総合的な計画や戦略が、先ほど来言っている総合計画、それから今の総合戦略、これとまた別に中川村過疎地域持続的発展計画、主だつてこの3つだと思ふんですけども、一般の村民の方から見て非常に分かりづらいというのが事実かと思ひます。とはいえ、上位法がある関係で策定しなければならないという事情はよく分かりますので、ちょっとこれから御提案することはそういったことで受け止めていただきたいと思います。

中川村として2025年4月以降の第3期総合戦略を策定されると今課長がおっしゃいましたので、私からそこに書いてあります3つの点について提案をしたいと思ひます。

1点目です。

中川村第6次総合計画後期基本計画と第3期まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略を一体化し、後者を前者の中に位置づける。

その上で、後期基本計画のうち地方創生を推進するための政策にはその旨が分かる符号をつける。

あわせて、後期基本計画の数値目標と総合戦略の重要業績評価指標、いわゆるKPIと呼ばれているものですね、これに整合性を持たせる。

私は、これを行うことによって村民から見て今後村がどのような方向に進んでいくのかが見えやすくなると思ひますし、加えて、先ほど言いましたように幾つもの方針がありますので、役場担当者の方も大変だと思うんですね。役場担当者の方におかれても重複の業務が解消されて、役場の業務の効率化にも資することができると私は考えます。

なお、三重県志摩市、また兵庫県相生市は、現在、総合計画と総合戦略の一体化について検討を開始しております。これはインターネットで資料が手に入りますので、ぜひ参照いただきたいと思います。

2点目です。

第2期総合戦略に基づいた実施施策、事業の効果を検証している中川村総合戦略推進委員会、これを母体とした委員会を新たに立ち上げ、後期基本計画に基づいて実施さ

れる施策等の評価や計画の進捗状況のチェックを逐次行える体制を構築する。委員会の名称は基本計画と総合戦略の法律的位置づけを勘案し第6次総合計画後期基本計画推進委員会とする。

現在は、第2期総合戦略に基づいて実施した施策、事業の効果を検証するために、毎年、中川村総合戦略推進委員会が開催されております。この検証に当たっては、妥当性、客観性を担保するため、外部有識者の方々にメンバーに入らせていただいておりますとお聞きしました。大変よいことだと思います。

一方、先ほど来言っておりますが、地域づくりの最上位の計画である第6次総合計画前期基本計画は、先ほどお聞きしたように、対象期間の終盤に役場の担当者の方々——村民の声もお聞きするとはおっしゃいましたが一、役場の担当者の方々の手で行われておるのが実態かと思ひます。

この点で、計画、戦略の検証において、村の最上位計画である総合計画と、そうではない——そうではないっていう言い方はよくないかもしれませんが、そうではない総合戦略に整合性が見られないと私は考えます。

そこで、後期計画と総合戦略を一体化して、今述べましたようにその検証を逐次行うための第6次総合計画後期基本計画推進委員会、これを設けることを提案いたします。

最後に3点目です。

加えて、3点目として、6次総合計画後期基本計画推進委員会、このメンバーに中川村会議員も複数名加えることを提案いたします。

第2期総合戦略を検証している先ほど言いました中川村総合戦略推進委員会のメンバーには、我々議員は含まれておりません。やはり村の政策をチェックする上で議員が加わったほうがベターだと思いますので、ぜひそんな点も検討いただきたいと思います。

以上述べました3つの提案について村のお考えを伺います。

○地域政策課長

ただいま提案された3点についてお答えします。

まず総合計画と総合戦略の一体化ですが、昨年12月に出されました内閣府地方創生推進室からの手引では、基本的には単独の総合戦略として策定することが適切と言いつつも、総合計画を見直す際に、見直し後の総合計画がデジタルの力を活用した地方創生という目的が明確であり、目標やKPIが設定されるなど、総合戦略としての内容を備えている場合には1つの計画として策定することも可能と述べております。

ただし、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定によりまして、市町村の地方総合戦略は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して市町村区域の実情に応じた総合戦略を定めるよう努めなければならないとも規定されておりますので、従来どおりそれぞれの計画を策定することを想定しておりますが、自治体の中には今議員がおっしゃるような計画を一本化というところもありますので、これについては研究を進める必要はあるかと思ひます。

1つの計画になった場合には、委員会名も含め見直しになるかと思ひます。

現在の総合戦略の推進委員会は、村の人口推移や総合計画に整合する総合戦略の重要業績評価指標——K P I の達成状況の確認を主に行っております。

総合計画においては、総合戦略と異なり、数値目標や重要業務評価指数の設定について義務づけられておりませんが、施策等の進捗状況等を随時確認していくことは重要と考えております。

既存の委員会において行うことがよいか、人選はいかにするか、今後検討させていただきます。と思っております。

○4 番 (長尾 和則) 分かりました。

これは私の考えというか思いなんですが、いずれにしてもこういった幾つもの計画やプランを立てざるを得ないという状況は、やっぱり国の縦割り行政の1つの弊害という言い過ぎかもしれませんが、やはり市町村が大変御苦労される1つの要因になるのかなというふうに思います。

とはいえ、非常に重要な計画や戦略でありますので、先ほど来言っておりますが、なるべく村民の方々から見て分かりやすい、そういったものにしていただきたい。

それから、今課長もおっしゃっていただきましたけれども、それを逐次チェックする仕組み、これをぜひ構築いただきたいと思えます。

もう第6次ですから、もう何十年もたっておるわけですね。くどくなりますが、やはりPDCAを回すには、終わりが近づいたからやるとか、そういうことでなくて、逐次PDCAを回すというのが真に有効な計画の実行ということになるかと思えますので、ぜひそんな点の御検討をお願いしたいと思います。

時間もありますので次の質問に移らせていただきます。

今まで触れてきました中川村第6次総合計画も第2期中川村総合戦略も、目指すところは住民生活の一層の質的向上、これが根底にあることは論を待たないと思えます。

住民生活の一層の質的向上のためには、中川村の地域経済をもっともっと活性化することが肝要であると考えます。

村では、中川村地域経済の構造や産業構造などを分析し、強みや課題を明らかにするため、令和3年度に中川村地域経済循環に向けた調査分析業務を村外事業者へ委託し、その報告書を受領しています。私も読ませていただきました。

その調査分析に基づいて、中川村地域活性化計画、またの名を産業振興計画、これを作成するために、令和4年度——昨年度324万4,000円の予算をつけ、先ほど言った村外事業者へ委託をしています。

質問させていただきます。

現在、中川村地域活性化計画策定の進捗状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○地域政策課長 農業を起点に外貨を稼ぐという域内で循環させることを意識し、村外からの担い手やサポーターを増やしていくことを目指し、中川村を応援したいという思いや行動が拡大していく村をコンセプトに、昨年度末に中川村地域活性化計画ビジョンというものを策定しました。

この計画については、今のところ、計画書はできたんですが、その中身、実際にどうしていくかということまでまだ深く踏み込んでおりませんので、今後そのビジョンに基づきまして活性化計画が有意義に活用されるように努めていこうと考えております。

○4 番 (長尾 和則) そうしますと、その計画は今年度下期中くらいには我々のところに説明があるという理解でよろしいでしょうか。

○地域政策課長 早い段階で、関係者の方、また庁内、また議員の方々にも説明できる機会をつくっていきたくて考えております。

○4 番 (長尾 和則) 細かい話でいけませんが、いつ頃、村外事業者へ委託をかけたんでしょうか。

○地域政策課長 令和4年度の予算執行ですので、令和4年度中に業務委託に出しまして、一応今年の3月末で計画の成果品自体は納入がされているという形で、一応計画のほうはできております。

○4 番 (長尾 和則) 村外事業者の計画はもう村に来ておるということで理解できましたが、その後6か月以上とどまっているという理由は何でしょうか。

○地域政策課長 この計画については、議員さんも言われたように、前年度——令和3年度に行った地域循環の検証を基に計画がつけられております。

正直なところ、まだ深くそのところの読み取りというかができていないという部分もありますので、そこら辺も含めてもう少し中身をよく確認というか、検討しながら、どこにつなげていっていかけていこうかを進めていきたいと思います。と思っております。

○4 番 (長尾 和則) 承知しました。

ぜひ一日も早い完成を要望したいと思います。

ちょっと質問通告書に書いてなくて申し訳ないんですが、地域政策課のむらづくり係は大変な部署だと思うんですね。民間企業でいうと企画部の部門に当たるかと思うんですが、やはり私も民間企業において、企画の方針というのは非常に日常業務の中で大事であったと。ですから、やはり地域政策課長のお役目は重いと思えますし、大変かと思えますが、今現在、むらづくり係は3名の方ですね。それで、これから後期計画やら戦略を策定していく、さらに今言いました地域活性化計画、これらも立ち上げてやらなくてはいけない。

村長、この3名の方だけだとちょっと大変なんじゃないんでしょうかね。

ちょっと通告書に書いてなくて申し訳ないです。お聞かせください。

○議 長 答えられますか。

○村 長 私から見てもちょっと大変なふうになっています。

加えて、地域政策課のほうの3人のうちの1人が交通計画、交通実施を担っておりまして、もう一人、会計年度任用職員で入っていただいております職員の方が事務局をやっております。それで、これは地政課に籍を置いておりますので、まずそういう状況です。

それともう一つ、地域間交流、つまり地域間交流って言いますと、二子玉川との話、

それから北海道中川町、それから場合によっては、もう少し、どうなるかわかりませんが、金魚すくいを介した動きは今のところ公民館が中心になっていますけど、ちょっとそういうところで非常に仕事が広がってきておりますので、そういう実態は見ておりますし、分かっておりますし、当然、複数仕事も抱えておりますので課長も大変だなあと、そういうことも感じております。

これは来年度の話であります、職員総数との関係をどういうふうにしていくかというところで、体制について今考え中でございます。

○4 番 (長尾 和則) 了解いたしました。

やはりどなたが見てもちょっと大変だなあとというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、特にこれから向こう一、二年は先ほど言いました大きな計画の策定業務がめじろ押しになっておりますので、優秀な方々がそろっておりますのでそんなことはないかと思いますが、忙しさあまりにゆるがせになってしまったということがないように、ぜひこちら辺は村長、副村長の目配りをお願いしたいと思います。

最後に通告にない質問をいたしましてすみません。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 これで長尾和則議員の一般質問を終わります。

次に、1番 片桐邦俊議員。

○1 番 (片桐 邦俊) 私は、さきに通告をいたしました2問について質問いたしたいと思います。

まず最初に「農業の課題解決に向けて村と農業関係団体の連携が必要不可欠」ということであります。

人・農地プランが地区ごとに作成され、次の段階として地域計画策定を具体的に進めていくことになり、農業委員会、村営農センター等の主催で、まずは目標地図の確認座談会が8月22日を皮切りに各地区で開催され始めました。

これまでは地域の農業者により地域の農業、農地は守られてきましたが、農業者の高齢化や担い手不足から不耕作農地の発生が全国的にも課題となっています。

将来にわたり地域の農業を誰が担っていくのか、誰に農地を集積、集約していくのか等を地域で話し合っていくこととなります。

農業の一番の課題は、全ての業界同様に担い手問題であります。

そのような中、5月末に開催されました農事組合法人みなかたの総会の事業計画を見ると、法人みなかたへの水田の利用権設定は増加してきており、本年度は3.5haが見込まれておりますが、法人としての収益や面積増に伴う法人内部の担い手育成など、課題への取組が必要であるとしております。

今後、地域で中心となり将来の農業の担い手となる経営体として法人は重要であると考えerわけですが、総会出席者からは、事業計画の中に収益を上げる新しいビジョンを示していくべき、また農事組合法人として主体的な活動をしてほしいなどの意見

が出されており、法人として将来やるべき事業方針、担い手育成など、課題解決が必要に思います。

村の農業課題は農業関係団体の共通の課題であり、村営農センター、地区営農組合、集落営農組合、JA等が連携しての検討、取組が必要と考え、質問いたします。

まず1点目でありまして、さきにお話をしたとおり、農事組合法人みなかたの総会の話をさせていただきましたけれども、農事組合法人みなかただけでなく、南向の営農組合総会においても、今後の取組として担い手の育成が重大であり、営農組合だけでなく、村、農業委員会、JAにおいても検討を望む声がありました。

総会には村長も来賓として出席されておりましたけれども、農業の今後の担い手育成について——ほかの業種も同じような状況であるので大変難しい問題ではあるかと思いますが、特に今回は農業の今後の担い手育成について村長の考えをお伺いしたいと思います。

○村 長 担い手になる最初の動機、多分、背水の陣みたいな感じで、地域の期待を一身に集めて私が何とかするっていう動機では、恐らくできないと思います。やっぱり農業が好きだとか、こういった農業経営をやってみたいという動機が担い手の最初になければならないと、それで、そういうもんだらうというふうに思います。理念ですとか夢だけでは農業の担い手にはなれません。

型どおりに申し上げるならば、村は、担い手の確保のために各種の補助制度においても新規就農者に向けて国の行う新規就農者育成総合対策事業、県の行う新規就農里親研修制度の利用に関してのパイプ的な役割を担っております、また農業後継者支援事業補助金ですとか就農祝い金等の支援を村の単独事業として行うなど、各種の支援を行っておりますということになるわけでありまして、どんな農業を目指したいのか、経済的に成り立つのか、そのための圃場の確保はできているのか、必要最小限の農業機械など資本装備はあるのか、足りないとするんじゃあどうやって補っていくのかなど、農業委員、JA、農業改良普及センター——今はこういう呼び方ではないと思いますが、ちょっと出てきませんので、農業改良普及センターなどの皆さんを交えて経営計画を立てるのが担い手育成の最初であろうというふうに思いますし、それに村が関わるとのことだと思っております。

これは当たり前のこととして、今後もこの方向で担い手づくりを進めるのが、まず基本の1点目です。

それから2点目でありまして、法人みなかたの総会に出席しての感想についてちょっと申し上げます。

あのときは、刈取り料金の値上げの提案に対して、組合員から詳細な金額提示がなければ同意できないとして執行部役員との議論に時間をかける一幕がありました。

法人みなかたの基本理念の中では、地域でレベルでの農地や農作業等の担い手、農業機械の集約化・効率的利用、国等の補助・政策支援の有効活用を実践するというふうにしております。

地域レベルでの農地や農作業等の担い手の育成に関しましては、まず組織内での徹

底した議論があって、その上で、こうしないと地域農業の担い手の確保ができないという件を村、JAを含む営農センター幹事に持ち込んでほしい。

その意味では、農作物の生産については経済均衡が図られて成立するという原点での議論がされたと感じた次第です。農事組合法人みなかたの総会に出て初めてです。

今までは、いわゆる時間が早く終わればいいという言い方はありませんけれども、それで型どおりに収支の承認をして、あるいは交代時期には役員を決めてという形で終わってございましたけれども、初めてこういう議論がなされたことが第一歩の収穫だったかなあというふうに思っております。

そういう意味で、今手順を申し上げましたけど、営農センターに持ち込むまでに、いろいろな課題はあるでしょうけど、まず農組みなかた自身が整理して、じゃあこれを克服するために、来年の作付ですとか、農地集積についてはこういうふう集積しているけど、じゃあこのところにはどういう作物を植えていくか、植えていくとしたら収益は——イロハを片桐議員に言うのは誠に失礼ですけど、こういうことを持った上でぜひ相談に来てほしい。

こうなんだけど、やっぱりここが足りないから、村はどう考えるんだと、営農センターは、ちょっとこういう支援をしてくれないのかっていうふうに、ぜひそういうところから議論が始まると思っていますので、お願いをしたいということでもあります。

長くなりましたが、まとめます。

村としましては、地域農業の維持、発展への担い手の重要性は十分認識しております。

今後、認定農業者をはじめ、新規就農した方など、地域農業の担い手候補となる方が必要とするさらなる支援等の検討の必要性は感じております。それには、法人や営農組合など、農業関係団体との連携をもっと密に図っていくということが重要ということでございます。

担い手候補となり得る就農者の確保に関しましては、農業の魅力を広く発信し、若者や農業未経験者に対する啓発活動や支援の充実の検討の必要性、また農業教育の強化ですとか農業者同士の交流の場の拡充についても農業関係団体との連携や情報共有が非常に重要だなというふうに感じております。

○1 番 (片桐 邦俊) 村長は十分いろいろなことを考えられておるなということで、了解をいたしました。

やっぱり、法人みなかた——今回はみなかたの話をしておりますけれども、法人に全てその議論を任せていくっていうのはなかなか難しいのかなっていうふうに私は感じております。

ただ、今村長が申されましたけれども、今回の総会ではかなり活発な意見が出たというふうに話は聞いておりますので、そんな部分では、1つには、これからの形づくりとすればいい傾向が出てきたのかなというふうには思っております。

ただ、まだまだ法人のスタッフの中にはあくまでも法人みなかたは南向営農組合の機械利用の部分の一部だという考えを持っている方々もいらっしゃいますので、そう

いう中では、やはり法人だけの考えではなくて、営農組合なり、またはその下の集落営農組合、そんなところとも十分連携を取りながらやっていくのが重要かと思っております。

そんな中で、後ほど、また後で申し上げますけれども、ぜひ村のほうも、そういうところから要請をされたから応えるということではなく、ぜひ積極的に関わってもらいたいなというように感じています。

前にも1回申し上げましたけれども、法人をつくるときは、村の営農センターあたりがかなり中心になりながら、JAと営農センターが中心になりながらつくってきたという話を聞いておるわけでありましてけれども、どうしてもその後の関わり方がどうもいま一つではないかというお話が出ているわけでありまして、ぜひそんな部分では積極的に関わっていただきたいなということをもまずはお願いを申し上げておきたいというふうに思っております。

次の質問に参りますけれども、農業の担い手育成や法人のビジョンづくりなど、早急に解決しなければならない課題については、今も申し上げましたけど、個々の組織で考えるのではなく、関係農業団体の連携が必要であると思っております。

村が窓口となり検討の場を整備することを提案したいと思います。

村長に今お話を申し上げましたけれども、ぜひ積極的にという部分の中で、村が何とか窓口になって検討の場を持つことができないかということをもちょっと提案したいと思います。村の考えをお伺いしたいと思います。

○村 長 法人みなかたが設立された経過についても触れていただいたわけでありましてけれども、やはり設立してから、私も、設立したはいいけれども、この形で行くと、やはり今おっしゃったように南向地区営農組合機械利用部の請負団体になり下がる可能性があるという気はしておりました。

しかし、それは、そういう失礼な言い方をしちゃいけないで、実は、農事組合法人みなかたは、先ほど言ったように基本のビジョンを持っているんですね。ビジョンの中に、さっき言ったこと、私は申し上げたつもりだけど、そのビジョンを実現していくために、ビジョンを具体的にやるためにどうするのかっていうふうに進んでいくのが本来の農事組合法人だと思っておりますので、そういう意味から申し上げたいのは——片桐議員にイロハを申し上げるなんていうのはおこがましいところですけど、取りあえず法人のビジョンづくりということをも具体化するには、経営におけるノウハウや目的、目標とするものがビジョンとして当然あるべきでありまして、可能な取組を検討して法人自らがつくるものと、これは考えております。

言いますけれども、経済的に収支の均衡が取れる、今は取れなくても数年後には成り立つ、農業を経営として成り立たせていくような構想がやはりあるべきだなというふうに思います。

それで、村としましては、連携している関係団体——先ほど申されたとおりJA、それから県の農業機関、何だ、また古い名前でも申し訳ないんですけど、何だ、旧名でありますけれども農業改良普及センター、こういったところの皆さんと連携を取って

おります。それで、村はそういう関係団体の中核として法人のつくるビジョンの実現に向けた運営に対して支援策を講じ、支援等、制度の活用を勧める立場にあると、それをやらなきゃいけないというふうに思っておりますので、担い手の確保等、解決に向け早急に取り組むべき課題につきましては、当然関係諸団体との連携が必要であります。ですので、検討の場を設けていきます。

それで、どこが検討の場で、どうするのよってという窓口の話でありますけれども、協議、調整の窓口は、やはり産業振興課の農政係だと思っておりますので、最終的には営農センターの中でこれを検討し、方向づけについて助言をしていくと、こういう形になります。

それで、農政係につきましては、先ほどお話がありました農業委員会事務局とともに、個別の具体的な土地利用、将来、担い手も含めて誰がどういう土地を責任を持って見だしていくのかっていうことを地区と話し合いをどんどん進めておるところは非常に忙しくはなっております。

しかし、じゃあ実際の農業をどうやって展開していくのかっていう点においては、どうも、どうしても専門のそれぞれの農家の皆さん、あるいは農組みなかたの皆さん、こういったところに口出しはなかなか——口出してという言い方はありませんが、するものじゃないっていうふうに考えている節もあるんですけど、でも、経営の相談、方向の相談が来たならば、後ろにはいろんな面で専門のスタッフがいますから、ぜひそういう農政係が窓口になって聞いて、検討して、少しでも助言し、それに向けて計画が立たないようにしてまいりたいと思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今お話があったとおり、村、それからJA、それと旧の農業改良普及センターですか、そういうところが一体となってというお話がありました。

まさに、それが今の村の営農センターのメンバーだというように思っておりますので、農政係を窓口としながら、村の営農センターをフル活用しながら、ぜひ対応をお願いしておきたいというふうに思っております。

先ほどの4番議員の話ではないですけども、ちょっと通告書には書いてありませんけれども、村長からお話がありましたけれども、現状、やはり私も人的な余裕がないってというのはそのとおりだなというふうに思っております、そんな中では、人的余裕がなければ外部からの人材協力、こんなことも必要なと、特にそういう部分の中では、農協のOB、こういった、いわゆる法人づくりや、そういう経営面においてたけているとか、そういう方々に協力いただくというようなことも考えていったらどうかということ、これは一応要望ということで、お答えは必要ありませんけれども、そんなことでできないかなということを一応要望させていただきたいというふうに思っております。

続いてまいりますが、また法人の話で申し訳ありませんけれども、上伊那の各市町村には——そこには「合計49の集落営農組織としての法人ができています。」という書き方をさせていただきましたけれども、実はまだ49にはなっておりませんで、これは中川村の片桐地区がまだ正式に法人にはなっておりませんので、片桐地区が法

人に正式になった場合には上伊那全体で49法人となるということでありまして、片桐が法人になりますと上伊那郡下全体での集落営農組織の法人化は終了と、完結ということになるようでありまして、49で完結ということになるようでありまして。

ちなみに、各市町村別には、箕輪町と南箕輪村と宮田村は1法人ずつであります。町、村に1つの法人ということでありまして。伊那市では24法人、駒ヶ根市では10法人、辰野町では2法人、飯島町では9法人、中川村は、今現在、みなかたの1法人ということでありまして、いずれにしても、いろいろお話を聞いてみますと、担い手問題や法人の将来の方向性については多くの法人が課題を抱えているというお話を聞きます。

ただ、今現在は48法人でありますけど、新たなビジョンづくりのために参考になる法人も48法人の中にはあるというように考えております。特に、収益をどのように上げていくのか、また人材をどのように確保しておるのか、こんな部分も含めて参考になる例があるかというように考えております。

村営農センターとして参考となる法人情報の収集対応を検討していただきたいということで、そんな検討ができないか伺いたいというように思っております。参考例があれば関係団体で検討して法人等で対応していくというふうにしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、村の考えがありましたらお願いしたいと思います。

○産業振興課長

他の自治体の法人事例については、法人運営について貴重な参考となるはずで

現在は、全国の自治体をはじめ、上伊那郡内には多くの集落営農組織の法人が存在しています。その中には優良な取組・活動事例が存在しております。その事例の情報を収集し、参考として運営していくことは、村内法人にとっても非常に有益となると考えられます。

これらの情報は、インターネットをはじめ、いろんなところに数多く存在、表記されていると思われ

事例の情報等の収集につきましては、先ほど村長のほうからもありましたが、法人、営農センター等、あとは村が連携する中で、その希望があれば、関連情報の収集、情報の共有、それから提供等、これについて営農センターを含めて今後やっていくことは可能ですので、またそういった際には対応したいというふうに考えます。

○1 番

(片桐 邦俊) 今、課長のほうから情報収集は可能だというお話がありました。

法人なりほかの組織から要望があつてやるのではなく、やっぱり、ぜひ積極的に村のほうで仕掛けていただきたいなど、やっぱり村のほうとしてこういう事例があるということ仕掛けていただくことが重要だと思いますし、また、これから正式につくり上げられます片桐地区の法人に対しても、そういった参考例、そんな部分も示していくことができるだろうというふうに考えておりますので、ぜひ前向きに、お願いされたからやるのではなく、ぜひ村営農センターとして事前にそういった収集ができればなというように考えますので、よろしくお申し上げたいと思います。

なお、ちょっと通告書には書いてありませんけれども、その中には、小和田地区も今後は土地改良で一圃場が大規模な圃場になってスマート農業みたいなものを取り

入れられるというような話を聞いておりますけれども、伊那市のほうの法人では既にそういったスマート農業の大規模な取組がされておりますので、そういう部分も含めて情報収集していただければなというように思っておりますので、お願いを申し上げます。

続いて2問目の質問に移らせていただきたいと思います。

「「チョイソコなかがわ」を利用者の目線で、安心して利用できる運行に」ということであります。

チョイソコについての質問につきましては、実は3月定例会の一般質問で私のほうから本格運行に向けての実証運行の状況並びに今後の対応について質問をさせていただきましたが、今回は、チョイソコが4月より本格運行してちょうど半年目に入りますし、また昨日村長からも報告がありましたけれども、本年度から高校生への村内巡回バス定期券無料配布によりましてチョイソコ利用者も多くなっていると思われるため、現状の運行状況と利用者などから聞いた課題等への今後の対応について質問したいと思います。

まず1点目ではありますが、実証運行中の本年2月末には登録会員数が303名でありましたけれども、本格運行後の8月末の登録会員は何名になっているのか伺いたしたいと思います。

また、実証運行時の利用者は月平均400名、1日平均20.6名ということでありましたけれども、これについても現状を併せて伺いたしたいと思います。

チョイソコの現状ということでお答えさせていただきたいと思います。

令和5年8月末現在の会員登録者数は419人となっております、前回お答えしました2月末に比べまして116人の増となっております。

性別の内訳は、男性が162人、女性が253人、登録の際の性別の回答なしという方が若干おまして4人となっております。

年代別では、60歳以上の高齢者が221人と全体の52.7%を占めております。2月に比べて8%ほど割合は下がっております。

利用者数では、2月は利用者数——輸送人数が438人でしたが、本格運行の始まりました本年4月から8月までの平均利用者数は月645人となりまして、1日平均の利用者数は31.9人となっております。昨年10月から本年2月までの5か月間の1日平均の利用者が20.6人でしたので、それに比べ11.3人の増となっております。

増加した要因としては、先ほど議員のほうからも少しありましたが、高校生の通学支援として該当年齢の方全員に年間の定期券を無料交付したことによりまして、会員419人のうち10代の登録人数——高校生以下の方もいらっしゃいますけれども、10代の登録の人数が117人、約28%と増えてきております。

(片桐 邦俊) 今御説明いただきましたけれども、高校生の利用も増えてきて、順調に利用者が増えておるといいことだなというように思っております。チョイソコがなくなってしまうと、やはり村の平日の一般の方々の交通網が途絶えてしまいますので、ぜひこれは引き続き運行していただきたい。運行するには、やはり

○地域政策課長

○1 番

利用度を上げていくことだというように思っておりますので、そんな部分では現状は嬉しいものかなというように感じております。

2番目として、利用者から予約を取れないときがあるというお話をお伺いしたことがあります。利用者数が増えていく一方、予約過多による予約不成立の状況は出ているのでしょうか、もし出ているとすればどの程度出ているのか伺いたしたいと思います。

また、そんな中で、今はチョイソコのドライバーさんから乗客の方になかなか予約が取れない場合があるのでできるだけ早い予約をとという御案内もあるようでありませけれども、そんな部分も含めて、予約不成立の状況等が把握できておりましたらお願いをしたいと思います。

○地域政策課長

コールセンターでの電話受付で最終的に予約に至らなかったものの報告は、実際には2件ほどしかありません。

ただ、希望する時間帯に空いていなかったということで諦めた方も相当いるかと思っておりますし、ネットの予約ではその場で予約が入らない場合は空いている時間帯を探しますので、不成立の件数というものはちょっと把握ができておりません。

一般の方、特に高齢者を中心とした電話予約の方々ですが、特に午前中に予約が集中するため午前中の時間帯については希望する時間の予約が入りにくいときがあるというふうに利用者の方々の声が運転手等を通じて届いております。

ネット予約の関係——ネット予約というか、スマホでの予約については特に高校生が多いわけではありますが、潜在的に不成立の数がある程度あるということは推測されております。なかなか本人の希望する時間帯のものが取れないときがあるというような声が保護者の方から出ているということは聞いております。

○1 番

(片桐 邦俊) 今、課長から御報告がありましたけれども、今の段階ではそれほど予約が取れないということが大きな問題になっているという状況ではないということと理解をしてよろしいでしょうか。

○地域政策課長

先ほど言ったように、スマホからの予約については、高校生については空いているところをその場で探しますので、許容範囲の中でどこかに予約が入っていったらいいかと思っております。

電話の予約につきましても、高齢者の方々、どうしてもこの時間帯に必ずここについてということでなければ、多少の時間帯の余裕の中で予約を入れていただいているものと思っております。

○1 番

(片桐 邦俊) 了解いたしました。

それでは次の質問に参りますけれども、チョイソコは乗合送迎サービスが本来の目的であるというふうに思っております。

買物や村内イベント等への友人間の誘い合いなどの啓蒙も必要ではないかというように実は考えておるわけでありませけれども、実際に現在の乗合率はどの程度になっているか、乗り合いする機会が少ないんじゃないかなというふうに考えておるんですけれども、乗合率について分かる範囲内でお伺いしたいと思います。

○地域政策課長

令和5年4月から8月までの乗合率については1.27人となっております。

○1 番

今のところ率的には高くありませんけれども、定期的に高齢者グループでの利用や健康教室への送迎、長期休暇中の高校生の下校など、乗り合いを行っております。

これにつきましては、議員のおっしゃるように、特に高校生とかの予約は、同じ電車で来ても、ちょっと降りてすぐに帰るっていうんじゃないくて、ちょっと時間がずれたりして、15分20分ずれると乗り合いができずにそれぞれの配車となる場合もありますので、そういうところは、おっしゃるように周知というか、そういった調整が今後はできるようにしていきたいと思っております。

(片桐 邦俊) 乗り合いっていいですか、ぜひ多くの方々に利用いただけるように、お友達の間で買物、あるいは先ほど申したとおり村内イベント等への参加等、村としてもいろいろな機会に住民の方々にPRしていただければなというように思っております。

続いて、ちょっと今度の話は利用者の目線っていうよりもドライバーさんの目線になってくるのかもしれませんが、チョイソコの予約は利用希望日時の1時間前までとなっていますけれども、ほかのチョイソコ利用の市町村の幾つかを調べてみたら、一部では30分前までオーケーというところもありますけれども、やはり予約は利用希望日時の1時間前までとなっております。

キャンセルについては、どこも電話、インターネットでセンターへ連絡するだけで、時間制限がありません。そのために予約時間ぎりぎりのキャンセルが中川も多いというように聞きます。

特に、先ほど課長のほうからお話がありましたけれども、高校生の方々の利用が増えてきて、やはりスマホですぐにキャンセルができるというような状況もあって、そんなことがあるようでもありますけれども、中には、今チョイソコ自体は5分前には待ち合わせ場所へ到着することを基本に運行しておるようでもありますけれども、到着間際にもキャンセルがあるという状況のようでもあります。

到着間際のキャンセルもあるということで、そうなりますと、やはりドライバーさんにとっても非常に無駄な業務になってしまうとともに、大したことはないかもしれませんが、今の燃料高騰の状況の中で、やはりその部分が無駄になるということがあろうかと思えます。

キャンセルあるいは変更については、キャンセル料とか、そういうものが発生しないということでもありますので、そういうことは利用者にとっては利便性があるのかなとは思いますが、やはりキャンセルについても時間的なルールづくりが必要ではないかというように思っております。

ただ、各市町村、ほかの全国の市町村を見ましてもキャンセルについては全く時間的ルールがないわけでありまして、全国の利用地で統一してキャンセル料が決まっているっていうことなのか、それともキャンセルの時間のルールについては中川村として決めれば決定できるのか、もし決定できるのであれば私はやはりキャンセルの時間のルールづくりが必要だというように考えておりますが、考えをお伺いしたいと思います。

○地域政策課長

議員のおっしゃるとおり、キャンセルについては時間的制限がありませんので、スマートフォンから簡単に予約やキャンセルができるため、入れ替わりが激しい時期もあります。そうすると、電話で予約をする高齢者の方はその間に予約が入っていれば入れませんので、御不便をかけていることも予想されます。

このことについては、やはり実際に運行をしていく中で、どうするかっていうのはドライバーなり事務局のほうでも、少し問題というか、考えていかなきゃいけないことだと思っております。

ほかの地域でチョイソコを運行している自治体は実際にどうやっているか、なかなかネット上にそういったことが詳しく書いてあるわけでありませぬので、そういった自治体の状況や、もしルールが存在するのであれば、そういったものもちょっと参考に確認をしながら、改善できるところは改善するように検討していきたいと思っております。

ただ、基本的にチョイソコは利用者の方に使ってもらってということが大前提にしておりますので、こちらの都合でとか、そういうことはルールをつくる中でもよく検討して、本当に必要とする利用者の方々が使いやすいような形で検討を進めていきたいと思っております。

○1 番

(片桐 邦俊) チョイソコにつきましては、村内、それから本当に近隣までの行動範囲内ということでありますので、それほど長い時間、待ち合わせ場所まで行く必要はないと思っておりますので、そんな中では、やっぱり10分15分というようなキャンセルのルールづくり、時間づくりっていうのがやっぱり私は必要だと思います。

ですから、今お話があったとおり、全国各地の——私もちょっと調べてみましたけれども、私が調べた中ではなかったもので、細かくちょっと、もしできましたら調べていただいて、ぜひルールづくりをお願いしたいというように思っております。よろしくお願いします。

続いて、運行ルールや停留所などを随時見直していくことが必要で、今もやっていただいておりますけれども、やっぱり停留所に関しては公共施設関係は全て登録すべきと考えておりますけれども、村の考えを伺いたいと思います。

そこには例として挙げておりますけれども、南向診療所に近いということもあるのか村の社会福祉協議会前に停留所がないということでありまして、やはり社会福祉協議会等へ行かれる高齢者の方々は南向診療所のところからまた歩くというような状況も出てまいりますので、こういったことが1つの例として挙げられますけれども、近いからということだけでなく、やはり公共施設関係については停留所を持つべきだと思います。

文化センターのところも体育館等も、ちょうど真ん中に停車しますので問題ないわけではありますけれども、やはり体育館前、そんなところもやっぱり高齢者の方々が利用するような場合には必要になってくるんじゃないかと思っておりますので、そんなことをちょっと考えがありましたらお伺いをしたいというふうに思っております。

○地域政策課長

現在、前の昼間動いておりました路線バスの運行をしていた路線があるわけですが、

運行を休止したところも含めて、その関係のバス停が村内外に72か所、チョイソコ専用の停留所が89か所ございます。それで、事業者からの要望で追加したものが15か所ありまして、合計で276か所が今は停留所となっております。

高齢者の方については、65歳以上は御自宅が停留所に登録できるということで、ここの中には入っておりません。

それで、運用につきましても、例を挙げさせていただくと、今までチャオには1か所、これは片桐診療所側にあるバス停とですね、そこに1か所のバス停がありましたが、チャオで買物した際には駐車場を横断してこなくてはならない、また天気が悪いときにも高齢者の方が傘をさして基本的にバス停のところまで行かなければならないということもありまして、ショッピング協同組合さんの協力によりまして、今は正面玄関横にチョイソコの乗降場所を確保していただいております。

また、過去には、実は国道を横断して資材のほうに行きたいと、でも高齢者の方でなかなかちょっとあの国道を横断するのは怖い、下をくぐるところまで下りるにはちょっと距離が長くなるというような声もありまして、今は反対側のところにも停留所を設置しております。

商工会を通じて会員さん等にも要望調査をしまして、その関係で追加したのが先ほど言った15か所増えたものであります。

村内の停留所につきましては、利用者からの要望や安全性を考慮しながら、公共施設も含め、随時見直し、追加を行うように考えておりますので、もしそういった声があれば、事業者さんも含め、新たな追加の停留所は今後も追加していく予定であります。

○1 番 (片桐 邦俊) ぜひ、また利用者の声を聞きながらお願いをしたいというように思っております。

次に参ります。

3月定例会の一般質問では、利用者からの意見集約を実施してはどうかという意見に対しまして、地域政策課長からは3月か4月をめどに簡単なアンケート方式で利用者の声を聞く機会を設けていきたいとの答弁をいただきましたが、もし実施をしていられれば、どのような意見があったかお伺いをしたいというように思っております。特に、見直しが必要な意見があったとすれば、改善したことがあれば、それも併せてお伺いをしたいと思います。

○地域政策課長 3月議会でそういった答弁をさせていただいておりますが、先ほど前段でもお話ししたとおり、4月から高校生にスクールバスの定期券を進呈したということで、この利用がどのくらい実際に入ってくるかということを見てからのほうがいだろうという課内で検討した結果もありまして、アンケート調査等につきましては、3月4月に実際には行っておりません。

今ちょうど半年がたつところですので、このところで1回、ちょうど今年の10月から実証運行を始めていますので、1年たった経過を見て行いたいというふうに思っております。

その間に、ドライバーのほう、また地域政策課のほうに寄せられた声等もありまして、先ほど言った停留所の新規の追加等を行っております。

あとは、前段のお話にありましたとおり希望時間に予約が入りにくいといったお声をいただいているのはありますので、御報告します。

○1 番 (片桐 邦俊) まだアンケート等は実施していないということでもありますので、ぜひ早めに皆さんの声を聞いて、逆に言うと、そういった声を全住民の宛てに広報紙等でお知らせすることも必要かなというように思いますので、お願いをしたいというふうに思います。

また、アンケートをまだやらないということになれば、ドライバーの皆さん方の意見っていうのが大変重要なというように思っております。ドライバーの皆さん方の意見を十分確認しながら、改善する点があれば、ぜひお願いをしておきたいというように思っております。

最後の質問になりますけれども、今後も住民の高齢化によりましてチョイソコの利用者もさらに増えるというように思われるし、できるだけ予約が取れないことがないようにするために、現在2台のチョイソコ車両を1台増やしてはどうかと考えます。

ただ、やっぱり山村へ行くときもあると思いますので、狭い道路に対応するために小型車をというふうには考えるわけでありましてけれども、1台増やしたらどうかというふうに提案をしたいと思います。

特に村の地域公共交通計画の中では具体的なチョイソコに対する車両台数の明記はなかったわけでありまして、ぜひそんな部分で、2台が妥当なのか、それともどこかで利用者数の根拠がある中では1台増やせるのか、そんなことも含めてお伺いをしたいというように思っております。

○地域政策課長 65歳以上の会員さんにつきましては自宅が停留所に登録できるため自宅まで送迎することが多いわけですが、現在の車両——ワゴン車では地形的に入りにくい会員宅も村内にはございます。

場合によっては、予備車両——今は2台体制で動いておりますが、この車両が点検だとか故障、そういった場合に入替えをする予備車両として小型車両の公用車を登録しております。この車両を使用する場合も中にはあるかと思っております。

ただ、常時3台を稼働させるにはインシャルコストやランニングコストもかかりますし、またドライバーの確保というのが前々からなかなかちょっと厳しい部分もございまして、そういったところを勘案しながら、もう少し見ていく必要があるのかなというふうに思っております。

また、3台に増えることで、先ほど言った予約キャンセルの関係が当然3台分になるってということと、それと乗合率がやはりある程度は下がってくるのかな、10分単位だとか、そういった単位でそれぞれ3台動かしたときには、それぞれが多分動くようになってしまう場合も想定されます。

どちらにしろ、状況を見ながら今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、十分状況を見ながらということでありましたので、1年間ぐら
いは状況を見ながら、ぜひ今の台数で十分なのかどうかっていう判断もしていただき
たいというふうに思います。

いずれにいたしましても、先ほども申したとおり、チョイソコ——デマンドタクシー
はどうしても中川村にはなくてはならないというふうに考えておりますので、そんな
部分で、ぜひ利用者拡大に向けて頑張っていたきたいということをお願い申し上げ
まして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議 長 これで片桐邦俊議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開は午前11時とします。
[午前10時42分 休憩]
[午前11時00分 再開]

○議 長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
9番 大原孝芳議員。

○9 番 (大原 孝芳) では、私のほうは1問を質問したいと思います。題としましては「国、
県の政治動向から村の政策課題を考える」という題で質問したいと思います。3つほ
どありますので、よろしく願いいたします。

まず国のほうですが、国が進めるマイナ保険証について質問したいと思います。
政府は来年秋に現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードの機能を持たせたマ
イナ保険証に一本化する方針であります。村民の不安、疑問に対してどのように対
応を村のほうはしますかという題で質問したいと思います。

まず私のほうからどうということが不安材料になるかということをお話でちょっとお
話ししたいと思います。

これは私が考えたことでもなくて、私の手元にあるのは、荻原博子さんっていう長
野県小諸市出身の経済評論家がいらっしゃいまして、その彼女が「マイナ保険証の罨」
というような本を書いていまして、それを参照にしている、ということが今回のマ
イナ保険証の問題かということをお話でしておりますので、私の私見じゃないので、
取りあえず1回、そんなことを述べたいと思います。

国のほうでは現在9,400万枚のマイナカードが交付されたそうです。それから、そ
のうち6,600万枚が保険証にひもづけられたと、そして最近の発表ですと8月24日
には77万人分のマイナンバーと保険証のひもづけ作業ができていないということが
発表されております。

そして、評論家の彼女がいろいろ問題にするのは、まず、そもそも保険証の話が出
る前のマイナンバーカードをつけましょうということは、これは国が決めて、国民全
員がマイナンバー、つまり数字を負わされているわけなんです。もしマイナンバー
についてのトラブルがいろいろ発生しても、これは、もう責任は全て100%国が持つ
ことになる、しかしながら、今回マイナンバーカード、保険証の手続きをして、つま
りカードを持つことによって、もしも情報流出のようなトラブル——今回の保険証も

そうなんです、自己責任になってしまうと、そこを警告されております。

それから、マイナ保険証になるとどうということが起きるかということなんです、
医療サービスにどういふ変化があるかっていうことなんです、マイナ保険証は毎回
提示が必要になるということをお話でしております。今の保険証ですと——カードですと、
病院によって違うんでしょうけど1か月に一遍ぐらい見せればいいんですが、マイナ
保険証は毎回提示することが必要になるとお話でしております。

それから、あと、今はお薬手帳っていうのがありますが、マイナ保険証を作った
ら、これは全然マイナ保険証とひもづけになっていないもんですから、レセプト的な
ものはあるんですが薬の内容までは多分載っていないだろうと、ですから、もしマイ
ナ保険証を作った方は、お薬手帳はしっかり自分で保存していないと薬の内容なんか
はきちんと精査できないよと、そういうことをお話でしております。

それから、マイナ保険証を紛失してもすぐには再発行してもらえない、例えば今ま
での保険証を紛失した場合にはそれなりに短い時間で再発行していただけるそう
なんです、マイナ保険証については一、二か月かかってしまうだろうと、そうお話
でしております。

それから、マイナ保険証は5年に一度自治体の窓口へ行って更新をしないといけない
と、そうお話でしております。

それから、今はマイナ保険証の問題がいろいろもう発覚しましたので、登録した人
が返してしまいたい、しかしながら、一回作ってしまったカードを自治体にもし返
したとしても、これはもう国のほうには完全に名前が載っちゃっているもんです
から、じゃあ今度は——マイナ保険証を持っていない人は資格確認書っていうの
を出されますよね。それをもらえばいいんじゃないかということだそうなんです、
実はすぐに資格確認書が出るかどうかは保証できないっていうような、現在の段
階ではそういった問題があるとお話でしております。

昨日の新聞では、誤ってひもづけされていないかは、今、長野県の中でも長野市、
松本市、それから箕輪町っていうのが対象だったとは報告されました。

中川村は、この前、議会前に課長のほうから中川村は大丈夫だというようなお話
も聞いておりますが、いろんな問題が今後は起きるかもしれません。

したがって、もし来年の秋までとか、今マイナ保険証でもう受診されている方が
いらっしゃったときに、恐らく村のところへ、役場のほうへいろんな問合せが来
るんです。したがって、国からどのような情報が届いているか、それから役場の
皆さんがそれに対して的確に対応できるかっていうことが私はちょっと心配でき
るんじゃないかなと思います。

今はマイナ保険証を廃止しようっていうような動きではないと思います。しかしな
がら、非常に拙速に進めようとしていますし、当然、私なんかもうそうなんです
が、持っていない、登録していないもんですから、何が起きるか分かりませ
ん。

したがって、村民の皆さんたちは、それは何とかなるだろうとは思っているん
ですけど、実際に受診して結果が出て、例えばいろんな場面に即したときに困ら
ないよう

にさせていただきたいと、そんな思いがありますので、ちょっと今日は、課長をはじめ村長も、ぜひそこら辺の対応について今の時点で国、県からどのような情報をいただいているか、お話をさせていただきたいと思います。

○村長 今、ちょっと横で課長と、国からこうなったときにはどのような対応をとという指導があるか、またはこういうときにはこういうふうに国は対応しますよという、そういう、何ていいますか、問答集じゃないんですけど、そういうものは来ているのかっていうところで、ちょっと見たところ、こういったことはどうも来ていないようでありますので、ちょっと御質問の趣旨から……。

まだこれから御質問が続きますか。当面……（大原議員「あ、そのこと。失礼いたしました」と呼ぶ）そのことですね。はい。

まず、そのことを私のほうからお答えをさせていただきます。（大原議員「ああ、そういう意味ね。はい、分かりました」と呼ぶ）

○9番 （大原 孝芳）今は来ていないってということだと思います。

村も一生懸命に進めたわけですよ。当然国の方針で、それから、何ですか、もし下手をすればDXの予算を交付税に上乗せする分を減額しましょうとか、非常に圧力的なやり方でやってきたわけですよ。

しかしながら、村長の命令下でしっかり72%というような数字で達成され、それから、私も財政課にちょっとお聞きしたら、きちんと、そういった分は減額されずに、長野県でも少ない自治体の中の1つに入って、しっかり——しっかりじゃなくて微々たるもんかもしれないですけど、きちんといただいたと、交付税に載せていただいたというような話ですので、それはよかったなと思うんですが、やっぱり国の政策ですので、村長以下、行政が非常に翻弄されてしまうわけですよ。

先ほどからも、忙しいので、本当にコロナ禍もそうだったんですが、もういろんな仕事職員の皆さんの負担にもなっていくような昨今、またこれについて、税務のほうですかね、税務の課長たちがこれに翻弄されちゃうと非常に大変なことになると思いますので、もし来ていないようでしたら、ぜひまた県とも——私は、これはどっちかっていうと、今申し上げたことは週刊誌ネタっぽいような話ですので、一評論家の話ですので、これが全て正しいとは言いませんが、しかしながら、こういった危惧することがもう言われてきているわけですよ。

ですので、もし今の時点でそういった準備ができていなかったとしたら、ちょっと県なんかにはまずはお話する中で、こうした場合はどういうふうに村民に対応したらいいんですかぐらいの準備はしておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○住民税務課長 大原議員からの今の御意見といたしますか御質問なんですけれども、今の中川村の窓口の様子を少しお話しさせていただきたいと思うんですが、一連の報道を受けまして、電話等でのお問合せの関係は今のところないんです。

また返納したいという方もいないといった状況です。

それで、ちょっと窓口の担当的には報道を受けて申請が止まるのではないかと思います

た時期もありましたけれども、毎週数名ですけれども来庁されて、申請のほうは続いております。

それで、お一人なんですけれども、やっぱり自分の登録した情報がきちんとひもづけされているかといった方が見えまして、係と一緒に確認をさせていただいた経過はございます。

ですので、そういった住民の皆さんの不安については、寄り添って軽減することは続けていきたいと思っております。

○9番 （大原 孝芳）今、課長のほうからは、今のところ村民のほうから問合せもないし、そういった返納したいっていう方もいらっしゃらないということです。

そうすると、あれですよ、72%はマイナ保険証を作った方がいらっしゃいますので、私みたいに作っていないのがあと28%はいらっしゃる、それとも作りたくても作れないような状況にいらっしゃる方もいらっしゃると思います。

少なからず確認書が——私もあれなんですよ、もうこうなったら意地でどういう状況になって確認書が届くかっていうところまで見届けたいと思ってやっているものですから、もしそういうような問合せが今後ありましたら、ぜひ、あれですよ、うまく対応できるように準備っていうか、情報だけは集めておいていただいたらいいんじゃないかなと思いますので、そんなことだと思います。

村長のほうは、何かあれですかね、この件につきまして……。村長。（宮下村長「はい」と呼ぶ）この件につきまして何か御意見がありましたらお願いします。（笑声）

○村長 すみません。

大原議員の個人的な信念と考え方の中でのことなのか、ちょっとそれは、前段の話は別にして、マイナ保険証の発行についてどうするかってことなんですけれども、国の方針として基本的にはマイナ保険証に変えていくんだと、ただし、お話があったとおり、持っていらっしゃらない方については、いわゆる確認書っていうんですかね、確認のための保険証を発行していきますよと、でも、それも期間があるよって言っていますけど、誰が発行するんですかっていうことを言いたいです。

今現在は、やはり一時、国保税ですとかこういったものをいろんなことがあって滞納されたりしている皆さんについては資格証を発行させていただいております。

それで、それぞれの保険者がやるのかって話になると、これはこれで二重の意味で大変になりますので、そこら辺のことも考える必要があろうかとは思っています。

しかし、村としましては、国の方針に従いまして、マイナンバーカード——この72.9%の普及といいますのはマイナンバーカードの発行の率でありますので、マイナ保険証とは直接的には関係ないということでまず御理解いただきたいわけでありまして、国の方針に基づいてマイナンバーカードの普及に協力し、今でもやっておるわけでありまして。

それで、マイナ保険証の一本化というのは、これは国の方針ではありますけれども、私自身は、今は混乱したり、いろいろ右往左往したりしていますよね。こういう中で、ひもづけされた情報で間違いもある、だったら一旦もう保険証自体を廃止しますよっ

ていうことは、マイナ保険証一本で行きますよっていうことは延期すべきだっていうことはアンケートにも答えさせていただいたし、結構そういう自治体の長が多かったわけでありませう。

しかしながら、どうしてもマイナ保険証に一本化したいと国は言っているわけでありませうので、このことを言っていくと、先ほどお話があったとおり、これがいろいろな意味で最終的にどこに来るかっていうと、窓口に、住民の皆さんは不安だとか疑問だとか——当然そうだと思います。来られますので、先ほど説明したように、これはこれできちんと自分の情報は間違っていないよねっていうことを確認させていただくことはやらなければならないことなんですからけれども、大体において、国民の不安ですとか疑問について言ったら、もうたくさん出ている話です。最終的には国がやっぱり答えていくべき話だというふうに考えております。

ですから、先ほどのマニュアルでこういうときにはこういうふうについていうものをきちんと出していただけるならば、それに沿って村は仕事を粛々とやるしかないのかなと、これが丁寧な村民に対しての説明っていうことだというふうに思います。

○ 9 番 (大原 孝芳) マイナンバー保険証については、本当に日々、新聞に載らない日はないんですよ。ですので、住民の皆さんも村民の皆さんもそれなりに関心は持っていていただいていると思いますので、何かあったらまず役場へ行って聞いてみると、そういうようなことで当面は行くしかないんじゃないかなと思いますので、ぜひまた職員の方の皆さんについては対応をお願いしたいと思います。

では次に参ります。

2番目として、東京電力の福島第一原発の処理水の海洋放出についてということで、私がこの原稿を書いている頃と今日では、もう全然、状況はどんどん変わってしまっていて、ちょっと私が通告書で述べていることはもう古いような情報なんです。

8月24日に放出が始まったわけですが、流れとして、皆さんたちも十分承知していると思うんですが、政府としては、中国がいろんな水産物の加工や調理、販売を全面的に中止、つまり輸入も全面的に停止したってという報道についてはちょっと驚いたってというような言い方をしたんですが、いろんな論調を見ていると、もう当初から中国は反発するだろうと。

それから、今回はあんまり大騒ぎになっていないんですが、韓国はもっと、私の読んでいる情報では中国よりも韓国のほうが大変だったらしいんです。しかしながら、24日以前に岸田首相はアメリカへ行っていますよね、あのキャンプ地へ行って日米韓の会合をして、それで、そこで折り合いがついたというような話だってというような論調があります。つまり、今の韓国の大統領の今回はちょっと抑えようというような力が働いたために韓国はおとなしいんじゃないかと。

しかしながら、実際に韓国をよく知っている評論家に言わせれば、メディアには載ってきませんが、それなりにしっかりと、やっぱりそれなりに批判はあるということですので、今回は中国だけが大きく取り上げられておりますが、アジアについてはそんなような状況であります。

そして、一番当初は多分香港だったと思うんですが、まずこれを発表するときに長野県産云々って言葉がちょっとちらっと出たんですね。私もちょっとびっくりしたんですが、長野県は全然水産物なんか扱っていないんですよ。しかしながら出たということは、いろいろ向こうも錯綜してしまっていて、中国政府からは長野県は出なかったんですけど、多分香港の時事的な部分が述べたと思うんですが、そういったところで阿部知事もそれに対してコメントを述べたってというような状況がありましたので、ちょっとここに述べさせていただきます。

そして、この問題は村の一般質問にふさわしいかどうかってことなんですが、これは確かに、対岸の火事的な立場じゃないんですが、これはあまり村民に直接影響することじゃないので、あまりここで声を大にして述べることはないんですが、しかしながら、非常に、同じ隣国である中国がこういうふうに反応するってことは、いずれ——今回は海への海洋処理水の放出なんです、非常に緊迫しているってことだけは感じ取ってほしいと思います。

つまり、ここに、中川村に住んでいれば、本当に対岸の火事で、我々にとっちゃ何の、村にとって何も影響ないってような捉え方だと、これはちょっと間違いじゃないかと思います。

したがって、私は、村長といろいろお話ししながら今回の海洋放出がどういう意味になっていってるところをぜひ村民の皆さんに感じ取っていただきたいと、そう思いますので、ちょっとまた質問を進めたいと思います。

取りあえず最初の質問として、この放出問題について、村民の代表である村長なんです、今私が申したように直接村民に影響はないんですが、村長の立場としてこれをどういうふうに捉えるかっていうことを、ちょっと一言、最初にお話を聞きしたいと思います。

○村 長 まず、政府は、トリチウム——三重水素、トリチウムが1つの水の分子の——原子か、水分子ですね、の1つである三重水素がとついた水と、これを——トリチウム水を希釈し海洋放出するっていうことを言って、8月24日から開始したわけでありませう。

それで、中国であります、24日の日に東京電力福島第一原発冷却水の放射性物質を一定程度除去した処理水の海洋放出を受けて日本の水産物輸入を全面的に停止したわけでありませう。同時に、中国外務省は断固とした反対と強烈な非難を表明し、海洋放出の中止を求め、これが今も続いております。

日本産の水産物輸入を止めたわけでありませうけれども、このことについては、しばらくは続くだろうと思います。

それで、その背景でありますけれども、半導体の製造をめぐって日米中心の経済的な圧力圏内に対して中国が包囲されているというような構図の中で、日本からの水産物輸入の全面中止はこれに反発する背景があるんじゃないかということも報道にあるとおりでありますので、こういうことを言っている学者もいますので、ここら辺がやっぱり正解かなあというふうに思っています。だから中国は引くに引けないという

ことではないかと思えます。

それで、御指摘のとおりであります。長野県には海産物はないと思えます。それで、調べても海産物はないんですけど、淡水魚はあります。例えば信州サーモンっていうやつですけども、これを中国、香港のほうに輸出しているかどうかっていうことは、ちょっとあんまり調べる気にもなりませんので調べてありませんが、長野県は、とにかく影響は小さいと思えます。

ただし、信州はリンゴですとか梨とかブドウなどの果樹とその加工品が海外に輸出されていることは事実であります。

つまり、中国から見れば——中国ですよ、振り上げたこぶしを下ろすところがうまく見つからなければ輸入農産物全体に広がる恐れっていうのは十分あるということをおっしゃっています。

輸出農産物、長野県産のものは、額的にはそれほど大きくはないと思えますけれども、これからの行き方によっては全く影響がないということにはならないかもしれない、そんなところで心配があります。

それで、もう一つ、中国は日本に対して、その前に旅行を全面的に解禁しましたよね。しかしながら中国人旅行客のキャンセルが続いているというふう聞いております。

観光地を多く抱える長野県、しかも、中国の方たちにとってみれば、大変高い山、これから雪が降る山、そして平地の緑、こういった状況っていうのは中国には少ないと思われまので、そういう意味で中国から見ると長野県っていうのはやっぱり1つのインバウンドの対象の観光地であるかと思えますので、その逆に、長野県の観光業者を含め、長野県民もその部分での期待が非常に大きいだけに、これからの不安っていうのは残ります。

それが私の今の感想でございます。

○9 番 (大原 孝芳) 私は長野県にはあんまり関係ないって言ったんですけど、村長のお話の中では、海産物がいろんな農産物にも影響する、あるいはインバウンドの観光にも影響するっていうようなお話をいただきまして、そんなような、それで、今、中国は和食ブームだったんですが、もうほとんど和食は食べないようにするとか、ですから、そういった面で農産物も当然になってくるんだろかなっていう話です。

それで、次のほうに入っていきますが、今回の放出については、いいとか悪いとかっていうことを私は申し上げませんが、ただ、相当前から準備されていたわけなんです。

例えば、24日に放出する前に、慌てて岸田首相はアメリカへ行ってから、帰ってきていきなり福島へ入って、それから漁業者と会ったとか、それで、その前には、少し、数か月、1か月ぐらい前ですかね、IAEAのお墨つきをいただいたっていう、ずっと準備をしてきたんですが、そもそも、もう放出っていうのは既定事実だったんですよ。

つまり、もう、デブリから漏れた、浸透していた水を吸い上げて、それでALPSっていうようなろ過機ですかね、それで処理して、たまったらもう置き切れないと。

それで、最初に中国が言っていたのは、せめて蒸発させろっていうような言い方もしていたんですね。そうすりゃ納得するっていうような話もちろっと論調にありました。

しかしながら、東電と政府は、最初からもう汚染水はろ過してトリチウムのみで放出するっていうことをずっと決めていて、それでいつ放出するかっていうタイミングを待っていた時期が24日だったと思えます。

それで、漁業者も多分やるだろうとは思っていたんですが、やっぱり、あれですよ、その間、説明はあったんでしょうけど、なかなか、何ていうんですか、話し合いはしてこなかったっていうようなことも言われています。

それから、あれは今後30年間かかるって言っていますね。つまり、原発は2011年から、今年は12年目ですが、12年たってデブリを取り出すっていうのがちょっと取り出しただけで、今、ある学者は30年間じゃ無理じゃないかって言っているんですよ。もうデブリを取り出せないって言っているんですよ。それこそ、あれですかね、そのまんまチェルノブイリみたいに石棺で埋めてしまうような、そういう策しか取れないような状況もあるんじゃないかっていうことも言われています。

それから、国も30年間の保障を担保しますって言っていますよね、岸田首相はね。それは全部税金なんですよ。そんなことを、30年間を担保する法律も何もないのに、それで説得させていくって。

私は今までの一連の流れを見ていて、今回の放出は、やむを得ないというよりも、出来レースでできて、やってしまったことですので、今さらどうにもならないんですが、私は、そもそもやり方が本当に場当たりのだと思います。

したがって、原発っていうのは、こういった時期をもって、これからずっと、今、政府は60年——40年を60年に延ばそうとしています、これをこれから先もまだ続けるのかということも今のメディアは何も述べていないんですよ。

つまり、中国を批判しているだけで、原発の日本の在り方っていうのを、日本って半世紀もこんなことをずっとやるんですかって、それから廃炉にするにしても何の予定も立たなくて。

ですので、私は、ぜひこの放出を機会に、今の原発の在り方っていうのは非常にもうリスクが高いと——確かに脱炭素については、化石燃料をたくよりは、確かにカーボンニュートラルにとっては非常に有効かもしれない。

しかしながら、原発政策っていうのが脱炭素を目指すための道具にされたら、もっと、カーボンニュートラルよりももっとリスクの高い、それこそ人災になってしまう、そういうふうには私は考えますので、村ではカーボンニュートラルの宣言をされまして、ぜひそこを、こういったことを機会にしっかり進めていっていただきたいと、そんな思いで今回は質問を用意しております。

それで、2番のほうですが、今、カーボンニュートラルについてはいろんな政策を打ち出してっているっていうように通告書にうたってありましたが、先立っていろんなアンケートが私のところにも来たんです。多分、何ていうんですかね、カーボン

ニュートラルのための政策の中でやったアンケートだと思うんですが、アンケートの届け先は建設環境課だったと思うんですが、例えばEVの自動車に乗りますかとか、それから太陽光発電をつけない理由は何ですかとか、高いからとかっていう、そんなアンケートがあったんですよね。ですので、それがその一環かなと思って考えたんです。

つまり、国で今は進めていますので、今、脱原発は、なかなかかじは、私たちの力では何ともならないんですが、もしこの放出を機会に、やっぱり原発の今後の、何ていうの、行き先っていかを考えればカーボンニュートラルの世界に入っていくかざるを得ないと思いますので、ぜひ村としてはこういったところに注力をしていただきたいと思います。

それで1つ、この質問を出した後、ちょっと情報があつたんですが、よく災害になったところで急遽相当広がっているのは、例えば、今はEVの自動車、電気自動車、村でも今1台、軽が入っていますよね。災害時に、例えば、あれなんです、例えば電気自動車があれば、災害時に停電になったとしますよね、そうすると、それがどこかのところへ行って、そこから逆に充電されている電気でいろんな明かりやいろんなものに活用するっていうので、電気自動車も多く活用しようとか。

それから、地域マイクログリッドって言って、小規模の送電網っていうんですかね、地域MGって言っているそうなんです、どのくらいの規模でやるかっていうのはともかく、例えばそういったものを設置して災害時に備えようっていうような動きも今はもう起こっているそうです。ここら辺の近場で言いますと豊橋市とか、それから群馬県上野村がもう進めていると。

それから、この前、北海道でブラックアウトしたところがありますよね。災害でもう完全に電気が消えてしまったところ、そこなんかもこのことにもう特化して進めようとしていますので、非常に流れはそういう方向に行っています。

したがって、8番議員も私の後にカーボンニュートラルの質問をされる用意をされていると思いますけど、ぜひ、こういったこと、こういう時期に、ぜひ村として何ができるかっていうところを——村長と議長の名前でカーボンニュートラル宣言をされてまして、それで村でも2050年にはもうちゃんと数値目標を立ててやるということでありますので、少し動き出していただきたいと思います、ちょっとさっき私の言ったアンケートの様子もちょっとお知らせいただきながら、どういう方向で進められるかっていうことをお聞かせ願いたいと思いますが、どうでしょうか。

○村長 アンケートの集約状況については建設環境課長からお答えをしたいと思います。その前に、最終的には、再生可能エネルギーの活用をどういうふうに進めるのか、そこに注力すべきではないかという、そういうことかと思えます。

その前に、やはり申し上げておきたいのは、今回の海洋放出であります。

それで、1つ、30年でもって、何ていいますか——福島第一原子力発電所1・2・3号機のデブリ、これが880tほどあるというふうに言われております。この取り出し作業が全く進んでいないという現状があるわけでありまして、実は、30年間

の中で何とかしましょう、するんだという廃炉に向けてのロードマップをつくって、海洋放出もその1つ、最初の動きだと思います。

ですが、まず、実は東京電力が持っております福島第二原発という原子力発電所があります。これは被災を免れたところでございますけれども、これは東京電力が言っているんですけど、廃炉するまでに44年かかるっていうふうに計画発表しているんですよ。いるんです。

それで、あれは被災していないわけで、今ある廃棄物になりつつある燃料を取り出して、炉を解体して、それを安全な高レベル放射性廃棄物処理場——これを処理計画で今国は探していますよね。北海道寿都町と神恵内村で調査していますけれども、この話になる前に、もう既に44年かかるって言っているわけでありまして、これが廃炉に、デブリを取り出すのに30年っていう根拠は一体何かっていうことを言いたいのがまず1つ。

それと、もう一つ、今でも最終処分場はまだ候補地の調査がやっと始まったところではありますが、その中で、なおかつ原子力発電所を動かしながら、動かせば当然核廃棄物といえますか、高濃度のものがどんどん生み出されていく。だから、よく言われるように、原子力発電所はトイレのない高級近代化マンションだって言われますよね。そもそもここら辺が問題だということを私は思います。

それと、もう一つ、ALPSっていう核除去装置でありますけれども、最初は運転がうまく行かずにセシウムとかストロンチウムっていうウランが核分裂反応したときに必ず出る物質の除去ができていない。今134万tの処理水っていうか汚染水がたまっている状況の中の3分の1以上はこういう状態にあるんですよ。だから、それを今度はALPSを通してトリチウムだけにして、こいつをなおかつ薄めていくっていうこと、最近言われていませんけど、これも一体どうなるんだって話1つ。

それと、もう一つ、実は、2022年だと思いますけれども、その段階で中長期ロードマップ——福一をどうやって解体してデブリを取り出すかっていうことを出したのが2021年なんです。そのときは30年かかるよって計画なんですけど、それは今敷地にある汚染水をこうやって濃度を薄めて出して、それで除去するということです。

1つ計画の中で考えていかなきゃいけないのは、実は福島第一原子力発電所の敷地の近くには広大な松林があるわけでありまして、これを除去して、もう一つ、福一にある放射性廃棄物をそこに埋めていく——埋めるっていうか、深く保存するって敷地として、その計画があつたにもかかわらず、処理水を早く処理して、放射性廃棄物をその土地に埋める、埋めるために、何ていうの、その松林を切って、それじゃあもうちょっと、まだ処理方法を考えながら、要するにタンクにためていくということやせずに、先にその場所に廃棄物を処分するという計画があつたために海洋放出を急いだという経過があるっていうことも聞いております。

それと、何よりも、2015年に福島県の漁連と約束をしているわけです。とにかく全ての関係者の合意なしに海に流すことはしないということやを全く反故にしてしまっていることあたりが、やはりこれは、福島県の漁協の皆さんばかりじゃなくて、漁

連の皆さんが怒っているのは当然の話だと思いますし、これがいわゆる風評被害を起こす元だと思っていますから、今、政府はそれに対して漁業補償を何百億円やりますよって出していますけど、それは話が本末転倒だと思いますよ。まずそのところをきちんと確保して、話をつけてからやるべきだというのは私の考え方、思いであります。

それで、もう一つでありますけれども、調査は別にして、今申し上げたような実態でありますので、原発政策の見直しについては、確かに国のエネルギー政策にはきちんと載せてあります。ベース電源としてはどうしても必要だということが考えられておりますけれども、調査によっては再生可能エネルギーで十分行けるっていう国の調査もあるんですよ。

だから、村としてどうするかっていうことは、ここには再生可能エネルギーの発電所はありませんけれども、村とすれば、これから考えなきゃいけないことは、先ほど言いましたとおり、いわゆる自分たち自身が無駄なエネルギーを使わない、合理的にやっていくことと、そのこともそうなんですけど、じゃあ再生可能エネルギーを自分たちの中で地産地消に近い形でどうやって生み出していけるのかっていうことをやはり考えていく必要がある。

そのために、今年から、何ていいますか、計画づくりをしておるわけでありまして、この計画づくりの基になっているのが意識調査だと思いますので、そのことについては課長のほうからお答えをいたします。

アンケートのことについて私のほうからお答えをさせていただきます。

現在委託をしております中川村地球温暖化対策の実行計画区域施策編という立案のためにアンケート調査を村内で行いました。

対象につきましては村民の方 500 名と村内事業者 50 社を対象としてアンケート調査を実施させていただいて、その解答率については現在の速報値で 40.9%という状況になっております。

現在、委託事業者のほうで取りまとめを行っておりますので、ちょっと内容についてはまだ私のほうも聞いてはおりませんが、いずれにしても、村長のほうから話がありましたように、このアンケート調査をベースとして計画立案に向けて村のほうとしてもいろいろな会議、調整等を図りながら、本年度中に計画を策定していきたいという予定です。

○建設環境課長
○9 番 (大原 孝芳) 今、あれですね、そういった再生エネルギーについても今しっかり進めている段階だってお聞きしましたので、ぜひいろんな、何ですかね、情報が出て、いろいろなやり方が出ていますので、そういったことをぜひ加味していただきながら、何ですか、まずやってみるっていうか、できることから始めてみるっていう、そういう方向でやっていっていただきたいなと思います。

また 8 番議員のときにもしっかり出るとお思いますので、またよろしくお願ひします。では最後の質問とします。

信州 F・POWER プロジェクトという、つまりこれは木質バイオマス発電所なん

です。

それで、私は以前ここで質問したことがございまして、つまり、新しい、初めてのそういった県の大きなプロジェクトでした。したがって、例えば材木を使って、そしてそれで発電するっていうことに対してすごく興味がありまして、そうしたときに例えば中川村の森林の状況がどういうふうに変わっていくんだろうっていうこともちょっと想像したりして質問しました。

しかしながら、流通コストが、例えば長野県から——この建物は塩尻市にあるんですが、ここから流通しておたら非常に高いものになってしまうだろうっていうような答えをいただいたような気がありましたので、中川村の森林がこの事業とマッチングするっていうことはなかなかないっていうようなお話のような感じに受け取りました。

そして、今回驚いたことは、この会社が再生手続に入ってしまったっていうことなんです。

それで、この事業は阿部知事の肝煎りの施策だったんです。それで、彼が選挙をはさみながら、これに物すごい力を、力説しながら、私はもうこれを成功させると言った事業がこれだったんです。

しかしながら、ちょっと私も新聞の記事なんですけど、2015 年に、何ですか、開業しなきゃいけなかったのが 5 年間遅れて、それで 2020 年に操業を開始して、そして今日、もう、中核である征矢野建材っていうんですか——昔は塩尻と松本に行くと国道端に材木がばあっと並べてあって、征矢野建材って私も知っていたんですが、そこが一番の中核の企業です。

そこへ県は 24 億円の補助をして、それで、征矢野建材っていうのは材木が集まってくるもんですから、建材を作ったり、それから自分で住宅を造ったりするんですが、その建材の端材をそこへ入れて発電しようと、それから、あとは、ほかのものについては木材チップでもらって発電しようと。

それで、なぜ再生手続になってしまったかっていうと、結論的には、木が、つまり木材チップが供給できなかったと。つまり、燃すものがあれば発電できるんですが、それがなかったと。

それで、そのときに、征矢野建材は別会社をつくっていたんですね。つまり征矢野っていう自分の会社と、それとは別に発電する会社は別会社をつくってまして、そこに材料が供給できない場合にはペナルティーで違約金を払っていたんです。それが加算してこういう状態になってしまったということでもあります。

それで、その発電する会社、別会社がありまして、ソヤノウッドパワーっていうんですかね、その会社ではいろんな企業、銀行、それからあらゆる会社が資金を出し合っていてまして、それで焦げついてしまったと。

それで、結論から言いますと、もう綿半がこれに関わりまして、それから再生手続に今入ろうとしていると、それで、綿半の条件としては、そういった違約金については、ちょっとそこを免除してくれたら入りますよ、全部子会社化してやるっていう、

そういう現況です。

それで、私はこれを見たときに、やっぱりこれは県に相当責任があると私は思います。

つまり、県とこの企業、征矢野建材、それから塩尻市がみんな共同して何とか再生エネルギーをつくろうとして始めました。しかし、材料については、県が入っているものですから、当然県の林務課あたりが主導して材料を集めるっていうのは、こんなのは当たり前なことなんですよね。そこが途絶えていたなんて、これは本当に大きな問題だと思いますよ。ですから、今回の県議会でもしっかりそこは追及されなきゃいけないと思います。私は知事の責任は大きいと思います。

それで、それは置いておきまして、中川村は、今現在、望岳荘のところで木の事業を始めています。これも本当にまだ小さいボイラーですので、まだまだこれからなんですけど、木質バイオマスの発電っていうのはいろんなところから声が上がっていきまして、中部伊那の去年の会合の中では飯島町からそういったことをやりたいっていうようなことが上がって、今回の総務委員会でもどこか群馬県のバイオマスの発電施設を見てきますが——これはすごい大きいですよ。しかし、小規模でもやろうと思えばできるんですよ。要はうまく回せるかどうかっていうことなんです。

それで、今中川村にある木の駅については、ちょっと、最初のスタートはよかったんですけど、今、何ていうんですか、中間の「やらまいか」が手を引いちゃったものですから、うまく回っているんですけど、ちょっと最初のもくろみとは変わってきていますかね。

したがって、こういったことも、県がやろうとしたことができなかつたっていうことも考えながら、つまり森林行政っていうものとかいう再生エネルギーっていうのをうまくマッチングさせるようなことをぜひ考えていっていただきたいと、それから、まず中川村でできること、それもぜひ考えていっていただきたいと、そんな思いで今質問しています。

ちょっと時間が大分押しちゃっていますが、ちょっと今の状況と今後の見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

ただいまの御質問に対してであります。

信州F・POWERプロジェクトについては、報道等がなされている状況の中で、こちらでも把握しております。やはり、その原因としては、材料の不足、これが一番大きかったということではありますが、中川村の望岳荘——高齢者憩いの家の温浴施設の関係であります。

現在、木質バイオマスボイラーの燃料供給でありますけれども、なかがわ木の駅実行委員会の取組によって、個人有林にある地域資源——木材の搬出、その持込みの丸太、これを一定サイズに切ったまきとして定期的に納めております。

持ち込んだ方への対価については、御承知かと思いますが、里山券で対価をとということで現在実行しております。

納品されたまきにつきましては、新型コロナウイルス感染症、これによって3年ほ

どかなりボイラーを使う機会も少ないということで低迷していた部分がありますが、5類移行ということで徐々にボイラーのほうは増えてきております。その中で、まきの使用量も並行して増加してきておるところであります。

御質問いただきました村の展望、課題についてということでもありますけれども、現存する木材資源については、中川村の面積の約7割を山林が占めておりまして、豊富に材料が存在しております。

しかし、燃料のまきとして製品化して望岳荘へ納品するまでには多くの工程が必要となり、またそれに関わる労力が必要となること、そして木の駅実行委員会の実働人員数も限られているということが現段階では大きな課題として捉えられます。

現時点では、引き続き行政と木の駅との連携を図りながら、当面は望岳荘の温浴施設の燃料として安定供給できる体制を持続していくということ、併せて現在進めております地球温暖化対策実行計画、これの策定に合わせて、さらに2050年のゼロカーボン、脱炭素社会の実現に向けて、村民、また森林所有者に対する意識の高揚を図りつつ、森林整備の推進と支援のさらなる活用を進めたいというふうに考えております。

○9 番 (大原 孝芳) 以上で質問を終わります。
○議 長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わりとします。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時20分とします。

[午前11時57分 休憩]

[午後 1時20分 再開]

○議 長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
8番 大島歩議員。

○8 番 (大島 歩) それでは、さきに提出いたしました通告書に基づき2つの質問をさせていただきます。

まず初めに「多様な世代・属性の農業者に……

○議 長 大島さん、大島さん、マイクを…… (大島議員マイクのスイッチを入れる)

○8 番 (大島 歩) はい。最初からやりますか。

では最初の質問です。「多様な世代・属性の農業者に農業関連情報が伝わるように」ということで質問いたします。

本年6月議会一般質問をしたところですが、村の広報、DXについては順次取組を進めていただいていると承知しております。

「広報なかがわ」8月号の裏表紙には「地域のDX等に関する包括連携協定を締結しました」と大きく掲載がありました。専門知識の豊富な事業者の方の支援を受けながら、多様な世代ですとか多様な属性、ニーズに合った情報発信、様々な業務負担軽減や、利用者の方も行政の窓口の方も、両方の利便性が向上する、効率が上がるといった取組が今後一層進むものと期待しております。

今回は、その流れの中で農業関連情報の発信、届け方について質問いたします。

○産業振興課長

現在、村の農業関連情報を伝える手段については、紙媒体の「営農センターだより」、これは回覧板で回っていると承知しておりますが、また「広報なかがわ」、農家へ個別に送付される封書、はがき、メール、ファクスなど、そしてホームページが主であると思います。また、担当者からの電話や直接会っての伝達も多いのではないかと思います。

こういったコストとか時間をかけて、そういった手段で情報を発信しているにもかかわらず、もしかしたら必要な人に必要な情報が届いていないということはないでしょうか。

私の周りの農業に携わる方の声を聞いていますと、農業や耕地に関する情報では、そういう制度や補助金があるとは知らなかった、夫は通知を見るが自分(妻)にまで情報が来ない、郵便物が届いていることに気がつかなかった、回覧板は回す人によってタイムラグがあるとか、ホームページから必要な情報をばつと探すことが難しいなど、せっかくよい制度や情報があるのに必要な人に届いていないことがあり、あるいは村が農業に携わる人を知っておいてほしい情報、例えば今農業委員のほうでやっております地域計画のことでとかインボイス制度とかドリフト防止とか、そういったことが全ての農業者、農業をやっている方に伝わっていないというケースが見受けられるかなと思います。

村のホームページには最新の情報が全てであると思っておりますけれども、ホームページっていうのは、例えて言うと図書館のようなもので、図書、情報はたくさんそろって充実しているんですけども、なかなかそこに毎日訪れて何の情報があるかなって行ってみるっていう人はあまりいないと思うんですよね。毎日ホームページをチェックする人は多分まれではないかなと思います。興味のある分野の情報が新しく入ったとしても、入ったこと自体を知らなければ見逃してしまうこともあるでしょう。

もちろん、まず農業を営む人がもっと積極的に情報を取りに行くという姿勢も大事だと思うんですけども、せっかくいい情報とか制度があるとしたら、多くの人にそれを活用していただいて農業経営に役立てていただいたりして、例えば今日ですと、台風が近づいているっていうような情報、もちろん農家さんはみんな把握していると思うけれども、いろんな観点でこういうことに気をつけましょうっていうことを注意喚起するとか、そういう環境をつくっていくということが重要ではないかと考えます。

農業の情報に限ったことではありませんが、世代や人により、紙媒体のほうが伝わりやすい、あるいは直接話してくれるのが一番いいっていう方もいると思うんですけども、それよりもスマホなどを通じて情報が届くほうが伝わりやすいっていう方もいらっしゃるかなと思います。

目で見ると視覚よりも聞くほうの聴覚のほうが伝わりやすいというような方もいたりして、これは今後の科学技術の進歩ですとか、脳情報科学研究でその人その人に合った情報伝達の手段が研究されるようになってくるのではないかとこのように思っておりますが、まずは個々の現状の課題を解決するための一案としまして老若男女を問わず利用が広がっているLINEアプリを使用した農業関連情報の発信を提案した

と思います。

資料1を御覧ください。

飯島町でのLINE公式アプリを活用した情報発信の事例です。

飯島町の場合は、営農センターのほうで独自に公式LINEのアカウントを作成しておりますと、それに利用者さんが登録すると、そうすると新しい情報がプッシュ通知で届くので認知されやすい、あ、情報が来たっていうことが分かりやすい。

それから、トップページからいつでも町の農業のホームページの情報のところへ簡単に飛ぶことができます。例えば一番左の枠のところをクリックすると補助金とか交付金のページへ飛んでいき、一番右のほうをクリックすると農業委員会のページへ飛ぶというような仕組みになっています。

真ん中はICT農業関連のページっていうことで、飯島町はちょっとそういうICTに力を入れているっていうことで、もっと一歩先の、逆に農業情報を、何ですかね、LINEを使ってどんどん入れていくっていうような取組をされているようです。

じゃあ中川村でどうやってやるのかなっていうことを私なりに置き換えて考えてみますと、飯島町のように営農センターが独自にLINEの公式アカウントを立ち上げるということもできますが、今は中川村の公式アカウントがせっかく動いておまして、またその登録数を増やしたいというところで考えていらっしゃるかなと思うので、この中に農業っていう情報のカテゴリーをつくることも一案ではないかと思います。

流す情報については、気象情報ですとか農業技術情報、管理対策の情報、それから研修会の開催案内、地域計画に関わる案内、国、県、村の補助事業、耕地林務係の関係を含んでもいいかなと思いますけれども、あとは商工観光係からの農業に関する情報、東京でマルシェをやるから出品しませんかとか、そういうことを流してもいいと思いますし、その他、農業関連で農家にとってメリットのある情報、知ってほしい情報全般が望ましいと考えます。

いきなりいろいろ言ってもちょっと難しいかなということでしたら、今バンビーニさんのほうで情報発信されていると思うんですけども、本当に来月の予定ですっていう形で画像がぼんって送られてくるようになっているんですけども、そういった形で「営農センターだより」の画像を送るなど、まずスモールステップから始めることもできるかなと思います。

専業ですとか兼業、それから法人に雇われているっていう農家さんもいますし、実家を手伝っているっていうような若い方もいらっしゃる、いろんな形で農業に関わっている方がいると思うんですけども、そういった多様な属性とか、経営規模の大小もありますし、いろんな世代の農業従事者の方によって、この地域の、中川村の農業、それから農村景観っていうものが保たれていると思うので、農業に関する情報は結構な皆さんが当事者だと思いますので、より多くの人に届いたほうがよいかと考えます。

質問ですが、担当課の現在の農業情報の出し方についての認識、それから今課題となっていること、またこの提案に関する意見や今後の情報発信における見解について

○産業振興課長

お伺いします。お願いします。

ただいま提起いただきました村の農業関連情報の伝達手段について、村の現状認識と情報発信の展望について答弁いたします。

現在、村の農業関係に関わる情報は、主に広報紙等の紙媒体、ホームページ、こういったものを通じて発信されております。

今回、必要な人に届いていない可能性があるのではないかと御指摘があるように、これまでの情報発信の方法——「営農センターだより」「広報なかがわ」、ホームページ、封書、はがき、メール、電話やファクス等、多種多様な媒体を活用、また営農組合長会等を通じて直接対面で情報を伝達、発信する場合もあるものの、ホームページ上では情報が見逃されることもあり、情報伝達手段の効果的で効率的な見直しが求められていると感じ、新たな考え方、発信方法を模索する必要があると認識しました。

これら、村の現状と認識を踏まえ、情報発信の展望については、より多くの農業経営体や農業者にアクセスしやすい手段を探求する必要があると考えております。

情報の拡散効果を高めるためには、紙媒体やホームページだけではなく、議員から提案のありましたLINEアプリのような新たなプラットフォームを活用することも有益であると、村、また担当者としても考えております。

提案のありましたLINEアプリは幅広い世代に利用されており、利便性と迅速性が高いという特徴を持っています。LINEアプリを利用した農業関連情報の発信方法は、これまで情報が伝わっていなかった多様な農業経営体や農業者層へ新たな情報のアプローチ方法として有効な媒体であると認識しております。

一方で、これらの手段を活用する際には、情報の簡潔さやタイムリーな配信等、利用者のニーズに合わせた運用が重要となります。

今後、導入に向けた農業関連情報の効果的な発信を目指し、新たな情報発信ツールや議員御提案の村のLINE公式アカウントを活用、それらを含めて、予算や技術面の課題、利用者のニーズを総合的に考慮しながら、農業経営体や農業者により価値ある情報を提供する体制づくりを慎重に検討してまいりたいと考えています。

○8 番

(大島 歩) 前向きな御答弁をありがとうございます。

慎重にということですが、既に例えばバンビーニさんですとか村の広報係のほうでイベントの情報を流したりしているかと思しますので、ぜひそういうところと連携していただいて、設定自体は多分もう1日もあればできるのではないかなと私は考えておりますので、慎重にかつ早めにお願いできればと思います。

この質問をするに当たりまして、私は、ほかの自治体でやっているところ、例えば飯島町のLINEにも登録しましたし、あとは松本市のLINEにもちょっと登録をしてみたんですね。

これが面白いのは何かっていうと、その町の人、その村の人じゃなくても、よその農業者とか興味がある方もそこに登録できるっていうのがちょっと面白いなっていうふうに思っています、もしも新規就農をしたいなって考える方がいて、そういう

方たちって今は多分ホームページとか町の出している発信、インターネット上にあるものをすぐいっぱい見て、調べてこれらると思うんですね。そういうときに、ああ、この村はこういう情報発信を頑張っているとか、その中身を見てみてそんな対した情報は来ないとか、結構そういうふうに見ているかもしれないなって、私はそれを見て感じました。

松本市あたりですと、どこそこの直売所でこういうフェアをしますから皆さんどうぞ野菜とか果物を持ってきてくださいみたいな、結構そういう情報も流れてきていて、本当にそういうことが村の、何ですかね、産業の活性化みたいなことにもつながっていくと思うので、ぜひいろんな多様な面から、そういう農業に関する農家さんにとって、またそのことが結果的に消費者の方とかにも有益になるような形でできればいいなと思っておりますので、お願いしたいと思います。

それでは次の質問に行きます。

「村の2050年カーボンニュートラル実現に向けて」ということで質問いたします。

令和5年3月に中川村は中川村カーボンニュートラル宣言を発出し、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。

2019年度から取り組んでいる中川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に加えて、本年度は区域施策編の策定を進めており、今後は行政、村民、事業者が一体となって地球温暖化対策について取り組んでいくこととなります。

先ほど4番議員のほうも産業振興計画のことについて少し触れたかなと思いますが、同時に、地域経済循環という観点からは、カーボンニュートラルへの取組を通じて新たなサービスや雇用、つながりが生まれることで地域経済や地域コミュニティの活性化などに好循環がもたらされるチャンスでもあります。

中川村の地域課題を解決し、地域にお金を還元し、地域ににぎわいをもたらすような仕組みを官民一体でつくっていくことが重要です。

2019年から取り組んできた事務事業編の取組については、前々回ぐらいでしたっけ、目標値の達成について質問しまして、順調だということでありましたけれども、今後一層取り組むことが必要だと思うことや取り組む中で今課題だなと感じているところなどはありますでしょうか。

また、事務事業編の見直しの展望についてもお聞かせください。

○建設環境課長

それでは事務事業編の見直しの展望という御質問についてお答えをさせていただきます。

平成31年——2019年4月に策定いたしました中川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、こちらでは、村の事務事業により排出されるCO₂の削減目標として、2013年度を基準に2023年度までの10年間に25%の削減、これはCO₂の排出量で2,154tから1,615tへ削減するというもの、それと2030年までの間に40%の削減、同じく二酸化炭素の排出量で2,154tから1,292tへ削減するという目標を掲げております。

これらの目標に対しましては、2020年度時点における電気使用量や燃料費等から算

出しましたCO₂排出量の推計は1,351 tで、2013年度比で37%の削減というふうになっております。

この要因としましては、電力会社におけるCO₂排出係数が低減されたこと、これは電気をつくる段階での電力会社のCO₂削減による係数の削減によって村での電気使用量に係数が掛けられて低減が図れるというもの、あとは役場庁舎における床暖房の廃止やその他施設を含めた照明のLED化、役場庁舎屋根や下水道処理施設への太陽光発電施設設置、望岳荘におけるまきボイラーの利用開始などに伴い購入電力の使用量が減った、こういったことなどが主な要因というふうに言えると思います。

今後については、牧ヶ原文化公園内の各施設や保育園などの屋根を使った太陽光発電の実現が可能かどうかなども含めまして、長野県で推奨しております信州屋根ソーラーに係る事業展開を積極的に進めることと併せて、引き続き職員への節電やペーパーレス、エコドライブ等、意識的な面での前進を進めていきたいというふう考えております。

事務事業編の見直しに関しましては、現計画の中間年度である今年度はその時期というふうになっております。現在、案づくりを進めている区域施策編、こちらの策定と整合させながら見直しを進めていくという予定となっております。

○8 番 (大島 歩) 現状についてお答えいただきました。
今、区域施策編と同時並行で事務事業編を見直しているということなんですけれども、事務事業編の見直しについては今どのような組織とか体制で進めているのでしょうか。

○建設環境課長 役場の中の関係部署等と協議を進めながら進捗状況の状況把握や今後についての検討を行っているというところです。

○8 番 (大島 歩) そうしますと、今、区域施策編のほうは策定する会社のほうにお願いをしているかと思うんですけれども、そちらの事業者さんのほうには特に事務事業編のことについて見ていただいているのか、もちろん話は行っていると思うんですけれども、見直しに関しては本当に庁舎内とかでほぼやっているという認識でよろしいでしょうか。

○建設環境課長 そういった形で結構であると思います。
区域施策編については、今年、業者さんに発注しておりまして、当然ですけれども、これまでの事務事業編の進捗状況であるとか内容については情報提供して、それを踏まえた上での区域施策編の策定というようなことでありますので、今後はリンクしながらやっていくというようなことで御理解いただければと思います。

○8 番 (大島 歩) 承知しました。
役場の中と事業者さんとも少しリンクさせながらやるということで、本当に一体となってやるのが大事だと思いますので、順次進めていただければと思います。
次の質問に行きます。

今、村のほうでは、事業者さんのほうにもお願いして村ぐるみの取組について策定を進めているわけなんですけれども、先ほどアンケートの話もありましたが、現段階で結

構なんです、現段階で、村民の皆さんですとか、あるいは村内事業者の方のカーボンニュートラルという言葉に対しての認識ですとか、そういう意識の高さ、あるいはもう地域のためにエネルギーをつくりたいというふうな、そういう思いのある、意欲のあるような方が見受けられるのかどうかというところ辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○建設環境課長 アンケートにつきましては、先ほどの9番議員の御質問でもお答えしたように、業者さんのほうで取りまとめを行っている最中でありまして何とも言うことはできないんですが、雰囲気としては、今年、村長、議長の連名で宣言を行った、そのことについては村民の中でも知っていらっしゃる方多いと思うんですが、具体的にカーボンニュートラルがどういう形で進んでいく、具体的にどういうものでカーボンゼロを目指すのかというの、なかなか村民の方はイメージしづらいというふうに感じているのではないかと、事務局サイドとしては考えております。

ですので、今後の区域施策編の策定の中でもそういった部分は村民の方に理解を深めていただけるようなものを施策として打っていききたいというふうには考えております。

○8 番 (大島 歩) まさにそこのところは本当に大切だなと思うんですけれども、カーボンニュートラルという言葉自体、脱炭素とかもですけども、ぴんと来ていない方も実際のところ多いかもしれない。

ただ、本当に今はこういう変な異常気象がもう当たり前になってしまっていて、温暖化みたいなことは皆さんが本当に肌で変だな、おかしいな、このままで大丈夫かなって、ということは感じておられると思うので、そういう意味では、皆さんの心の中にはフックがかかっているとか、どうしたらいいかなって思っている方はいっぱいいらっしゃると思うので、そういうところをすくい取って、ぜひ、じゃあどうやっていきましょうということ、本当に皆さんの中で一人一人がこういう行動をしようというところにつながっていけるといいなと思っているんです。

そのように一人一人が——中川村のカーボンニュートラル宣言の中には、
地球温暖化の影響から住民を守り、将来にわたり持続可能な地球環境を次の世代に残すために、住民・事業者・自治体が一丸となって脱炭素に向けた意識を共有し、一人一人が、我がこととして、行動できるよう、と書かれているかと思えます。

ところが、娘に学校でカーボンニュートラルについての学習はありますかと尋ねましたところ、あまりないかもしれないという返答でした。これは、うちの子がぼんやりしておいて聞いていなかっただけだったらいんですけども、本当に子どもたちへの教育っていうことも大事なことでないかと思えます。

もちろん教科書の中に温暖化のことが載っていないとは思いませんけれども、それがじゃあ一人一人の子どもにちゃんと落とし込まれていて、何かこういうことをしなきゃなあみたいなのうに思っているのかどうかという、何かそこは、もしかしたらまだつながっていないのかもしれないなと思えます。

それで、一方で大人はどうかというと、今意識の高さについてお伺いしましたけれども、今後は皆さんに認識されていくようなことをしたいということで今お答えをいただきましたが、例えば、そうですね、現時点でどういった、じゃあどういふふうに啓発していくとか、何かそういうことについてのお考えは具体的にありますでしょうか、いつとか、ありますでしょうか。

○建設環境課長 今後の具体的な方針と策定に向けての中では、やはり今回のアンケート調査をきっかけとして村民の皆さんにカーボンニュートラルに対する意識をぜひ持っていただきたい、そのきっかけとなるようにアンケート調査を行ったのと、今後については、策定に向けて、環境審議会での審議はもちろんのこと、村民の皆さんにはできればアンケート調査であるとか策定原案みたいなものを提示しながら語りかけていけるような場を持って意識高揚を図っていきたいというふうに考えております。

具体的にこの時期とかこういったものっていうのは、申し訳ありません、今はちょっとまだ出ておりませんが、アンケート調査がまとまった段階ではおおむねの村民の意識とか方向性みたいなものがはっきり見えますと思いますので、そういったものを参考にしながら具体的な方策について立案していきたいというふうに考えております。

○8 番 (大島 歩) 今はアンケートをきっかけとしてというふうなお答えでありましたが、アンケートがあるからやるということではないと思いますので、本当にこれは緊急にやっていったほうがいいことかなと思います。

ですから、そういった啓発の機会ですとか、あるいは地域エネルギーでも先進事例って今はいっぱい日本の中にもあると思いますので、そういったところから村の人が元気になるような、期待を持てるような、希望を持てるような、そういうお話をしていただくとか、いろんな方法があると思いますので、村のほうから皆さんに対して意識を高く持っていただけるような機会を積極的につくって仕掛けていくということも大事なかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○村 長 そこら辺について村長はどのような考えを持っていらっしゃいますでしょうか。積極的な広報と意識の喚起といいますか、これをどういふふうに進めるかっていうことについては、そういう手段が一番大事になるかと思っておりますけれども、ちょっと今のところ、今、建設環境課長がお答えした以外に具体的にこういふふうにしたらっていうことについてはちょっと持ち合わせておりませんので、こういう例があるよとか、そういったものについては、村民の皆さんの中から意識的な方がいればこちらのほうにお寄せいただいて、それについて広めていったりすることはやぶさかではございません。

具体的にどうだっというふうに言われると、今、私の中ではそのものはないということでございます。

○8 番 (大島 歩) カーボンニュートラル宣言を、村長、議長と連名でというか、本当に一体で出したわけですので、本当にこれが宣言だけ出してっていうふうにならないように早めに進めていっていただければいいなと思います。

それから、本当にそういう中で村民の皆さんのほうが知っていたりする——もしか

したら中川村っていうのはカーボンニュートラルのことをやるのがちょっとゆっくりめだったかもしれないんですけども、後発組の利ではないですけども、先にいっぱい先進事例もあり、先ほど9番議員がおっしゃったような失敗事例というか、どうしてうまく行かなかったのかみたいなことも私たちは今知ることができているので、そういった面から本当に勉強して、村民の皆さんと一緒にカーボンニュートラルっていうことを進めて、将来世代によい環境を残していければいいなと思っております。

それでは3番目の質問に移ります。

区域施策編が策定された後にその確実な実行へ向けてどのようなスケジュール感、あるいはどのような実施体制で進めていくか、現段階での考えや課題となっていることをお聞かせください。お願いします。

○建設環境課長 区域施策編の策定の後のことについての御質問というところでお答えをさせていただきます。

区域施策編につきましては今年度中に取りまとめられるように現在作業を進めておりますが、先ほどと内容が重複しますけれども、今後は実効性のある計画とするために受託業者と協議を重ねる中で案のたたき台をつくり、またそれを環境審議会にお諮りしながら計画づくりを進めていくという予定であります。

したがって、具体的な施策の案ができていないような現段階でスケジュールや実施体制等をお答えする状況にはまだないかなというふうには考えておりますので、そこら辺は御容赦いただければというふうに思います。

また、最初の質問でもありましたが、カーボンニュートラルを目指す上では相応の財源が必要になってくるということになります。

国におきましては脱炭素を先行して進めていくような自治体や重点施策を積極的に推進していく自治体に対しまして補助金を交付する等、自治体への補助事業を進めているという状況であります。

当村としましては、区域施策編が策定されたときには速やかに計画に掲げた施策を具体的に進める事業をメニュー化し、併せてその財源を確保することに努めなければならないというふうに感じております。

また、それらの事業を進める上では、発電や送電に関する専門知識が必要になったり住民関係の合意形成を図る必要があったりということで、事業者への助言や調整など多くの課題があるというふうに見込んでおります。カーボンニュートラルの実現に向けて人材発掘や人材育成、こういったものが急務であるというふうには認識しております。

○8 番 (大島 歩) 以前の質問でも出したんですけども、人材育成、あるいは人材発掘というところは本当に課題になるかなと思っております、本当にこれは計画ができてからさあ探し始めようというのでは多分遅くなってしまうのではないかと考えますので、本当に悩ましいところではあると思いますが、今から進めていくべきではないかなと考えます。

それから、今のお話の中では計画ができた段階で環境審議会のほうにお諮りするということでありましたけれども、環境審議会ってところの役割ですとか、今の時点でやっていることについて、ちょっともう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○建設環境課長 村の環境審議会につきましては、今回のカーボンニュートラルに限らず、村内の環境に関する審議を行っている委員会になります。

なお、これは、通常、年に何回か会議を持っていただいて、そういった自然の環境のことであるとか、こういったような新しい課題であるとかについて議論をしていただくような、公募型、また議員の皆さんにも出ている委員会でもありますので、その中で今回の区域施策編についての原案等をお示ししながら議論を深めていきたいというふうに思っています。

○8 番 (大島 歩) そうしますと、今、環境審議会の皆さんのほうは、村のほうで区域施策編を策定していますっていうことは大体の皆さんは把握されておられるのでしょうか。

○建設環境課長 大まかなところでは、次のステップはこういうことというような、事務事業編もこれまでにやっておりましたので、大まかなステップについては流れをお話してあるかなというふうに思いますが、今年度に入ってから業者選定等を行ったので、まだ今年に入ってから環境審議会を開いておりませんので、具体的なところはまだお話ししておりませんが、今後は適切な時期に、ある程度アンケートがまとまって区域施策編の原案ができたような段階で環境審議会を開催して審議していただきたいというふうに考えています。

○8 番 (大島 歩) 環境審議会の方にはまだ――事務事業編のほうはもう今までも見ておられるということで、ある程度意識はあるのかなと思うんですけども、こういったメンバーの方が今は環境審議会のほうに入っていらっしゃるのでしょうか。

○建設環境課長 具体的なお名前とか充て職がどういった方であるとかっていうのは、ちょっとすみません、この場ではちょっと把握していないんですけども、公募していたり議員の皆さんに出ているいたり、あとは関係するような村内組織から出ているという状況です。

○8 番 (大島 歩) どなたか村の方で環境審議会のメンバーについて分かる方はいらっしゃいませんか。

○建設環境課長 すみません。ちょっと細かく把握をしていないので…… (大島議員「はい。承知しました」と呼ぶ) また後ほど…… (大島議員「承知しました」と呼ぶ) 提示させていただければと思います。(大島議員「はい。承知しました」と呼ぶ)

○8 番 (大島 歩) それでは、環境審議会のほうに諮られて、いよいよだんだん住民のほうに計画のことが下りてくるのかなというふうに今私の中ではイメージを持っております。

その次のステップについては、また環境審議会の方の中で話し合ったり村の行政の中で話し合ったりっていうことで、本当にいち早く進んでいくといいと思いますし、エネルギーのことですとかで村の中にお金落ちるような、そういう仕組みができて

いくといいなと思っておりますので、前向きに進めていただければと思います。

○議長 では、これで私の質問を終わります。

○7 番 これで大島歩議員の一般質問を終わります。

次に、7 番島 崎敏一議員。

(島崎 敏一) 本日、私は一般質問通告書に基づき 2 問の質問をします。

1 問目は「村民が「自分ごと」として村の未来に関われる仕組みづくりをするべき。」です。

総合計画後期計画もありますが、「一人ひとりの元気が活きる美しい村“なかがわ”」、中川村総合戦略と新しい学校づくりプロジェクトに対して 4 つの提案をします。1 つ、有効なファシリテーションを行うこと、1 つ、自分事として関われる各分野の当事者の委員の登用、1 つ、女性の積極的な参画、1 つ、こども基本法にのっとった子どもの参画です。

示した提案の根拠の詳細な説明を私のほうから 10 分ほどですが先行して説明します。その後、村長と教育長の考えをそれぞれ提案に対してまとめて聞かせてください。

本日の 5 番議員の一般質問でもありましたが、私も今後の計画づくりに対しての提案です。

本質問は、村民の声を聞き、村づくりの敷居を下げ、地域力の向上を目指したいという思いで作成しました。

今年度は前期基本計画及び総合戦略の見直し作業が 10 月以降に行われるということ地域政策課の方から聞きました。そして、来年度は前期の振り返りを踏まえて後期基本計画及び後期の総合戦略も作成されると伺っています。

村長の都会がうらやむ農村になるための将来像として思い描く 2029 年ほどのような未来だと予想をしますでしょうか。

現在、多くの自治体で〇〇計画、〇〇戦略の策定に苦慮しています。21 世紀に入ってから計画づくりを前提とする法律が 2 倍となり、内閣府の調査によるとその数は 500 を超えると言います。

中でも総合計画は、国からの指示で作成を求められているものです。計画で掲げた目標を達成したかどうか毎年問われ、その目標が達成できないと新たな財源を得られにくくなるなど、現場では苦々しく考えられている、そんな話も聞きます。

以前、総合計画策定の委員となった方から年に数回行われた会議に参加していたときのお話をお聞きしました。感想を幾つか申し上げます。何度か会議に参加したけれど、深い議論を重ねないまま、ほわんと終わってしまった。こんなことで報酬をいただいているのかな。

また別の方は、この方は中川村総合戦略推進委員の方ですけども、これは本当にやる意味があるのかなあ、毎行っていたけれど、何をしたのかよく分からない会議だった、正直、呼ばれたから行っただけなどなどです。

これは計画づくりの体制が主体的に関われる仕組みではなかったからではないでしょうか。充て職ばかり、シナリオありき、コンサルありきで進められてきた部分が

あったのではないのでしょうか。決して策定された方々を責めているわけではありません。仕組みの問題だと思います。

前回の後期基本計画の策定時の予算を調べてみました。平成 26 年に第 5 次総合計画後期基本計画の計画策定業務委託料として 450 万円が投じられています。

計画づくりはもろ刃の剣です。多くの自治体がコンサルタントに多くの部門を任せ、どの自治体も同じようになりきたりな目標をつくり、右往左往させられています。

せっかく予算と人を投じてつくるならば、住民の積極的な参画によって目標を共有し、自治力の向上につなげるべきです。よって、会議体の抜本的な改革、村民が自分事として村の未来に関われる仕組みづくりをするべきです。

その可能性の 1 つがファシリテーションです。

ここでいうファシリテーションとは、単に会議を円滑に進める技法ではなく、会議の場の活性化を図り、質の高い議論を経て合意を形成する手法です。ファシリテーターと呼ばれる専門技術を持った方が会議を進行します。

通告書の A に書いていますが、有効なファシリテーションが行われれば、学校づくりプロジェクトもそうなのですが、村づくりなど重要な計画策定の場で自分事として当事者意識を持って声を上げる方が増え、それぞれの会議が活気づくことは間違いありません。これについて後ほど考えを聞かせてください。

そして教育長、今ちょうど懇談会が開始されましたが、新しい学校づくりプロジェクトでは 10 月から語り合う会が始まります。基本構想を今年度末に策定するという予定ですが、会議体の運営方法を教えてください。

また、結論に導く会議進行、型にはめたモデレーションではなく、結論を練り上げるファシリテーションで声を聞いていく具体策などがありましたら教えてください。

続けて B について説明します。

ファシリテーションを実現させるために必要な要素は、ファシリテーターだけでなく、外部人材を含む多様な参加者が必要です。委員登用についても再考すべきと考えます。

自分事として関われる委員の登用についてですが、現在、中川村総合戦略推進委員会設置要領に基づいた委員は——通告書では「22 名」となっていますが、調べたところ 17 名でした。充て職の方がほとんどです。より有効な議論を期待する意味で、充て職の委員登用を中心とするのではなく、多様な人材、各分野の当事者を登用すべきです。

委員の登用方法に明確な法律やルールはありません。

一例として申し上げますと、これは以前議会でも視察に行った自治体ですが、徳島県神山町は大体人口規模は同じなのですが、40 名近い計画づくりの委員を一本釣りで指名したりアドバイザーとして外部人材を招聘したりしています。

一方、青森県むつ市では、一本釣りとは逆に抽選で無作為に集めた方々と議論を一つ一つ丁寧に重ねていったという事例もあります。

本村でも柔軟な考えの下で委員登用を検討するべきと考えます。

空き家バンク、文化財の保存、活用など、K P I の有無にかかわらず、なかなか進展が難しい政策課題はありますが、当時者や専門家の声を参考にすべきだと思います。

自主的な地域づくりを実践されている方々の実例を 1 つ挙げます。

文化的景観と文化的景観の保全については、有志の団体が最近活動を始めました。村民所有の広義の文化財の保存と活用について、行政は実効性のある政策をなかなか行っていなかったことが課題となっていました。その課題認識は、私の去年 12 月の一般質問や今年 6 月の信州大学工学部の梅干野准教授を招いての懇談で、担当課の方々、そして村長も共有されていることと思います。

その問題を具体的な行動に変える動きが始まっています。

信州大学、建築士会、地元有志、地区とともに令和 6 年に向けて広義の文化財——登録に至っていない古民家ですとかお宮の調査や保存、活用のフィールドワークをしようという準備を進めています。当事者の意見が基となった活動の事例です。このようなアクションは村民の当事者意識から生まれたものです。

せっかく数百万円のお金をかけて計画を策定するのならば、ありきたりな計画を立てるのではなく、中川村でしかなし得ない手応えのある戦略を各分野の当事者とともに立てるべきと考えます。このことについての考えも後ほどまとめて聞かせてください。

また、C、女性の積極的な参画についてですが、これについても女性の当事者の方々が心理的安全を保て、気軽に心の内を話せる会議体、ファシリテーションを目指すべきだと思います。

長野県のジェンダーギャップ指数は、行政は 29 位、教育は 31 位となっています。日本の中でも指数が下位の傾向にある長野県。

中川村での当たり前は、世界的なジェンダー平等の流れを考えれば決して当たり前のことではありません。

育休の取得率もまたしかりですが、時代に遅れている考えであるということに自覚していただきたいと思います。

委員の男女比率適正化のためのクォーター制度の考えについても聞かせてください。そして D、こども基本法です。

この 4 月に施行となったこの法律は、平たく言うと、子どもの話をちゃんと聞き、行政に反映させることを義務化した法律です。

総合戦略策定に際しても子どもの意見が尊重されることがこれからの行政運営のスタンダードとなっていきます。

学校づくりプロジェクトに関して言うと、今行われている地区懇談会の資料の表紙には「子どもも、そして大人も成長する学校」とありますが、そのスローガンを反映させる具体策はありますか。

小学生でも年齢やテーマによって理論的に話をすることが十分に可能と考えます。また、新しい学校の保護者となっていくであろう当事者の世代でもあります。アンケートやモニターだけではない、実質的な参画の仕組みをつくるべきだと考えます。

○村 長

以上、通告書のA～Dの質問について、村長、教育長、それぞれのお考えを聞かせてください。

「都市もうらやむ農村をつくろう!」、「農村」を「中川村」というふう置き換えて言っていました。

これについては、私が最初に立候補をいたしました7年前の公約をトータルでキャッチフレーズとしてまとめた——キャッチフレーズというか、総合的にインパクトのある言葉としてまとめたものでございます。そういうつもりでというか、独自の政策をやろうと思って立案し、これを実行に移しつつあるところですが、なかなか難しいということも感じております。

それで、具体的に、まず御質問にあります「一人ひとりの元気が活きる美しい村“なかがわ”」を将来像として村長の思い描く2029年はどのような未来と予測するかということですが、日本全体のことを言うことは非常に難しいわけですので、中川村について、こういうふうになってほしいということが前提でいろいろ進めておりますので、そのことをまず申し上げます。

想像ですよ。

例えば、新しい義務教育一貫校ができ児童生徒は今以上に新しい学校で集中して学んでいる、教職員の皆さんも今現在のように日々やらなければならないという業務に追われることなく授業に集中している、部活動については数が少ないながらも校外指導者の下で生徒は一生懸命に活動しているといった面で村外にも注目される中川村での学びが始まっている。

1つ、子どもは少ないんですが、村外からの移住者も増えてきて地域で活躍している。

生活に困る人、孤独な人が少なくなり、貧しくなく、かといって特に裕福な方もいませんけれども、それぞれが元気に働き、地域で共に作業し、それぞれに余暇を楽しむ、そういう村民がたくさんいる村であるということ。

それで、産業について言いますと、特に果樹農業の栽培が再び盛んになり、かんきつ類栽培が若い人たちの中でも始まり出した。

個人的に言います。私は74歳で後期高齢者の仲間入りの一歩手前になります。しかしながら、その74歳の私は、なお一層果樹栽培に最後の情熱を傾けている。

若い農業者との技術交流が盛んに行われ、農産物の加工にも熱が入っている。

リニア中央新幹線は、まだ開業していませんが、トンネルの発生土で埋め立てた小和田地区は、旧道——小和田学校線という村道ですけど、小和田学校線、それから下輪線と言っておりますが、こういうふうな旧道も整備され、一変した地域になっている。

こんなところが、私がやっぱり今目指して、2029年、想像ができ、かつ願っている村の姿であります。

以下はそれぞれの担当からお答えをしたいと思います。

○地域政策課長

私からは、今、議員の問いにありました4つの点、有効なファシリテーションを行

うこと、また自分事として関われる委員の登用、女性の積極的な参画、こども基本法に関してということで、まとめてということですが、それぞれ担当課としての答弁をさせていただきますと思います。

まずファシリテーションの手法についての考えということですが、後期計画の策定に当たっては、まず担当課からの前期計画の取組状況調査を行い、その反省や住民意向調査を踏まえながら計画素案を作成していく、どのような形で住民の皆さんから御意見をいただくかは今のところ不透明であります、これから検討させていただくことになるかと思っております。

議員の言う会議の活性化を図り質の高い議論を経て合意を形成する形でのファシリテーションについては、住民の声を聞く場の持ち方として検討することはできると考えております。

続いて自分事として関われる委員登用という関係ですが、中川村総合戦略推進委員会の組織としては各分野の識見を有する代表者や団体の推薦者とさせていただいておまして、こちらは基本的に年度ごとの業務指標の達成状況を各団体や組織の立場で確認、評価いただく場となっております。

各団体、組織の代表として出てきていただいておりますので、単に充て職ということで、議員の言う自分事として捉えているかどうかと、そういったことで村側としてもお願いしているわけではありませんので、きちんとした組織としての考え、もしくは評価いただく立場として出てきていただいているというふうに認識をしております。

関係団体選出の委員以外にも行政に関心がある村民や有識者も要ると思っておりますので、広く意見を聞くことも必要と考えます。

今後、幅広い人材の登用について検討を行うことは可能と考えております。

続いてBの関係ですが、総合計画は地方自治体における行政運営の最上位の計画であり、村が目指すべき将来像と、これを実現するために必要な施策など、基本的な方針を定める長期的で総合的な計画であります。それらの施策展開の実現に向け、基本的な考え方を示した基本構想に基づいて実施する基本計画、そして実施計画を定めて事業を遂行しております。

前の質問の答弁で申し上げたとおり、後期基本計画の策定をどのように進めていくかはまだ固まっておりませんが、村民や関係組織、団体等の声をどう取りまとめていくかはこれから検討していきたいと思っております。

また、実施計画であります、これは毎年度更新をしておまして、地域課題や現状を確認しながら予算編成の指針としております。当事者等の声をその都度確認させていただきながら、実施計画の段階で課題解決に向けた検討、研究を進めさせていただいております。

ジェンダーギャップの解消についてであります。

年代、性別を問わず、多様な意見をいただくことは必要と考えております。

世界の中でも日本はジェンダーギャップ指数が低いということは承知しております。

また、議員の御指摘のように、行政の分野では長野県が全国で29位と下のほうだということですが、村の総合計画または総合戦略の委員に置き換えてみますと、前回の計画をつくったときの総合計画の審議委員は、13名中、女性は3名となっております。指数で言えば0.3ということで、女性が占める割合で行けば23%ほど、また総合戦略推進委員は17名中、女性委員が7名となっております。指数で言えば0.7となり、1に近づいております。

当然ですが、各委員については、計画の内容審査や意見など、計画案への審査決定に関与することができます。委員の男女比は考慮しながら、公募委員の枠も確保しながら進めてまいりたいと思っております。

ただし、今のところクォーター制度の導入についてはちょっと考えてはおりません。最後のこども基本法の関係であります。

こども基本法の第3条の基本理念の中では、

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

とされておまして、また第11条 こども施策に対するこども等の意見の反映では、

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

とされております。

実際に子ども施策に関わるのは保健福祉部門や教育委員会が多いわけではあります。方針や施策を検討していく関係会議へは「こどもを養育する者その他の関係者」として保護者や関係者が現在も参画しております。

ただし、子どもが直接携わる機会は少ないため、その施策の目的に応じて今後は参画できるように進める必要はあるかと思っております。

国からの説明も参考にしながら関係部署と進めてまいりたいと思っております。

○教育長

新たな学校づくりプロジェクトに関わって御質問をいただきましたので、これもまとめてお答えをさせていただきたいと思っております。

またちょっと長くなるかもしれませんが、御容赦いただければと思います。

最初にファシリテーションに関わる御質問でありました。

新たな学校づくりプロジェクトにつきましては、地区懇談会を皮切りにしておまして、地区懇談会では、教育委員会の基本方針を村民の皆さんに直接説明させていただいた上で、それぞれが抱いていらっしゃる、こんな学校がいいなとか、あるいはこんなふうにしてほしいというような要望など、広く聞く機会にしたいと考えて、今まさに取り組んでいるところでございます。

その上で、10月以降には少しテーマを持ちながら語り合う会をまた重ねていきたいと思っているわけでございます。

こうして広く御意見を伺うわけですが、在り方検討の段階でもアンケート調

査の自由記述という形で村民の皆さんの意見も広く承っております。

また、地区懇談会、語り合う会ということで、特定の会で練り上げていくということは、なかなかこれだけ広く様々な御意見をいただいているところでは難しいようには承知しております。

こうした意見を大事にしながら、語り合う会では少しテーマを絞りながら進めさせていただきますので、そこでいただいた御意見をまた教育委員会のほうで整理、検討して、また御提案をさせていただくというような、そういうやり取りの中でぜひ進めていきたいというふうに思っております。

ファシリテーションは何のためかと言えば、やはりそれぞれの御意見をきちんとどう位置づけられるのか、そういうことだと思いますので、令和6年度の会議体につきましてもグループワークも含めてお一人お一人の御意見が位置づくような工夫をしていきたいというふうに思っております。

2点目の委員の登用でございます。

昨年度までのあり方検討委員会においては委員の選出の段階で関係する皆様に委員の推薦を依頼したわけですが、その団体等からの御推薦ということをお願いしたのと、もう一つは女性の選出についても十分御配慮いただいていることでの御意見等をお願いした経過があります。そういう以来の仕方ですので、結果的には代表する方々が委員の多くになったという結果でございました。

ですが、それぞれに選出された皆さんは、やはり代表する立場でありますので、それぞれのお立場から真摯に協議に参加していただきまして、お一人お一人から貴重な御意見をいただいたというふうに思っております。

事前通告のところでは議員から「多様な人材・各分野の当事者を」ということをお示しいただきましたが、まさにここの委員の皆様はそういう立場で御意見をいただけたものというふうに考えております。

新たな学校づくりプロジェクトでは、来年度、会議体を立ち上げる予定でありますけれども、やはり広く御意見を聞くという立場では、公募も含めて、これからどういう形で進めるかということは今まさに検討中でありまして、そういう御意見も踏まえて考えていきたいというふうに思っております。

3つ目のジェンダーギャップの解消であります。

お示しいただいたとおり、教育分野のジェンダーギャップ指数についてはお話のとおりであります。この指数の窓口になっているのが、例えば長野県の4年制大学への進学、学校の管理職の登用等々、7つの指標でこれが示されているというふうに承知しております。

例えば学校の管理職ということになると、中川村には3校の小中学校がありますけれども、校長先生は3人とも男性で、教頭先生は3人とも女性という形になっておりますので、それぞれの状況によってまた変わるとは思いますが、総じて、やはり実際問題として、数の上では成果に結びついている状況とは言えないだろうというふうに理解しております。

クオーター制の導入も1つの方法とも御提案もございましたが、現状ではまだ数の上では成果に結びついていないという状況を見ますと、制度のみを先行して導入しても、なかなかそれが成果に結びつく状況は難しいのではないかとこのように現状では見ております。

新たな学校づくりプロジェクトにおける会議体、そういったものにおいても十分考慮はしていきたいと思っておりますが、先ほどから申し上げておりますように、広く御意見を伺う機会を持つということが、そうした男女に関係なくそれぞれのお立場で御意見を聞いて反映していくことだというふうに承知しておりますので、そういう機会を持ちたいと思います。

また、今、議員も参加されている夢見る学校プロジェクトですか、任意の学習会、皆さんの取組も大変期待をしてみしておりますけれども、教育委員会も参加させていただいておりますが、例えばああいうところに、やはり女性の皆さん、お母さんの皆さんが非常に興味を持って集まられているという関心の高さを私たちも実感しております。

また、そういう思いを持った皆さんが集うからこそ生の声をお聞きできるということで、教育委員会からも必ず毎回参加をさせていただいて説明し、また御意見を伺ってきております。またこうした機会も大事にしていきたいというふうに思っております。

3つ目のこども基本法に関わる御質問でございます。

こども基本法では、これまでも皆さんから御紹介ありましたが、子ども施策に対する子どもの意見の反映がうたわれておまして、その例としまして、アンケートの実施、あるいは直接の意見聴取、審議会などへの参画、子どもを対象としたパブリックコメントの実施などが示されております。

新たな子ども施策を検討する過程に関わるこれら全てが参画、つまり参画というのは、実行段階からではなくて、計画段階から子どもたちが関わる、これが参画だというふうに承知をしております。

昨年度まで行ってきたあり方検討委員会の協議においては、児童会、生徒会の役員の方を中心にして関係者ヒアリングということで子どもたちの思いや意見なども伺って委員会に報告させていただきました。協議にも生かしていただいたというふうに思っております。

教育委員会としましては、新たな学校づくりプロジェクトとして始まったこれからのについてもこうした視点については大事にして取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、令和6年度の会議体による協議におきましても何らかの形で子どもたちが加わってもらえるようなことを今検討しておりますので、そうした形でどうしていくか、まさに検討中ではありますが、大事に考えていきたいというふうに思っております。

○7 番 (島崎 敏一) 村長、地域政策課課長、教育長の質問に対しての答弁をお聞きしました。

地域政策課の課長の答弁、ファシリテーションについては広く意見を聞くことが必要というふうに答弁していただきました。

あと、村長は、昨日の6番議員の質問への答弁の中で、やはり子育て世代の当事者の声を聞くですとか、中川村ならではの政策をつくっていきたいですとか、村民の声を聞きみんなで考えたいとお話ししておられました。

教育長のお話も聞きましたが、中川村の魅力は、やはり人であると思います。そして、村人みんな、一人一人の直接関われる小回りの利く行政規模も魅力と考えます。

これは私のちょっとした思いつきなんですけれども、各分野の当事者の人材バンクのようなもの、例えば空き家のことならあの人に聞こうとか、観光のことならあの人はいいい考えを持っているよねですとか、子どもの居場所のことならあの人ですとか、既存の委員登用制度に依存しなくても顔の見えるこの村の規模を生かした声の聞き方があるのではないかと思います。

また、村のホームページにある村長への手紙、あれもとてもよい制度だなと思えます。私も以前、もう大分前ですが、7年ぐらい前に村長に手紙を書いたのが、それがきっかけの1つで議員をやっている今の自分がいます。

そのような方々に来年度の計画づくりに参加していただく考え、もしくは具体的に何か当事者の参画を図るアイデアなどがありましたら、村長、教えていただけますでしょうか。

○村 長 来年度の後期計画の作成、それから4番議員の御質問の中でも出ましたけれども、この中でこれをつくっていくふうになるかどうか分かりませんが、第3期のまち・ひと・しごと創生の計画、これらについては特に重要なものになってくるだろうと思っております。

充て職ってという言い方は決して正しくないと思えますし、いろんな層の皆さんの声を聞く、それで委員として積極的に発言をしていただくという立場から、公募委員の枠の在り方をもう少し考える必要があると思っております。

ただ、しかし、村の中には、その組織を代表したりするっていう場合には、その組織の関係者として広い知識と実践を持ってきた皆さんがいるわけですので、こういう皆さんは作成に当たって当然いろんな分野の中で必ず選ばれるべきだというふうなのが私の考え方ですから、こういう皆さんは当然入れていくとして、広くいろんなところで、それぞれのお考えですとか能力というかを持っていらっしゃる村民もいますから、こういう皆さんのお知恵を広く拝借していくという必要があると思っております。

それから、ファシリテーターっていう話についてですけど、一般的な解釈ではないんだよっていうお話をお聞きしましたが、これから例えば村民の皆さんの中に提示をしていって意見をどうやって吸い上げていくのかっていう、この発言ですとか、じゃあ自分が積極的に関わられるように会議を誘導していく、思わず言いたくなるっていうか、そういうふうなことをしつつ、やはり意見をある方向の中できちんと引き出していけるような能力のある人っていうのはどうしても必要だと思いますので、資源は限

られていますけど、いろいろな会議の中でこういう方を願うというふうなことは必要だなと思っています。

ただし、かつて全くやっていなかったかっていうと、結構やったことがあります。名前は忘れてしまいましたが、農政関係か地域振興だったと思いますけれども、内山さん、皆さんは御存じじゃないかもしれませんが、もうお亡くなりになったかどうか分かりませんが、そういう有名な方に、実は会議の司会というか、ファシリテーターとしてお願いをしてきた経過もありますので、それについては、ちょっと予算も伴うかと思いますが、そういうやり方も考える必要があるかなと、こんなふうに思っています。

○7 番 (島崎 敏一) 子育て支援ですとか移住者支援を頑張っていますが、人口動態を見ても、人口はもう日本中で、中川村も含めて減ってきます。そうすれば今保っている住民力ですとか地域力も減っていきます。現状維持で今までと同じようなことをやっていたら衰退します。だからこそ、今、元気に村で生活している一人一人の当事者意識ですとか住民力を高める必要があります。一人一人の元気が生きる美しい村であるために、村民が盛り上がっていく仕組みをつくるのが行政の仕事ではないでしょうか。「敵を見て矢をはぐ」では遅いと思います。来年度の予算に反映させるなら今と考えますが、今おっしゃったような委員、何ていうんですかね、自分事として関われる委員の登用について来年度の予算案に反映させる考えなどありましたら教えてください。

○村 長 今の議論の中で私も申しましたとおり、これからのことでありますので、どういう委員を選んでいくかについては、じっくりいろんな分野の方を見ながら、いろいろ意見を聞いて——聞いてっていうのは、それぞれの分野に専門家の方っていうか、詳しい方もいますので、それから選んでいきたい。

手法については、そのことをもって今は答えるのみでございます。

○7 番 (島崎 敏一) 承知しました。

次の質問に行きたいと思います。

2つ目の質問です。

「新たな学校づくりプロジェクトの審議の進め方について」

1つ、住民参画のための効果的な広報の在り方、1つ、保育園のプロジェクト参画の検討をするべき、以上2つについての質問根拠を説明します。

今年度、新しい学校づくりプロジェクトが始まりました。来年の3月までの約半年で基本構想を策定するに当たって、住民の盛り上がりがまだまだ小さいように感じています。

今——9月から始まったばかりの地区懇談会、コロナ禍などがあり難しかったとは思いますが、本来は在り方検討を行っていったときにこのような住民を巻き込んだ実際に住民の元に行く議論が必要だったように思います。

先ほどの質問でも言いましたが、自分事として関われる仕組みづくりがここでもとても大切です。

そして、先ほども教育長がおっしゃられた10月から始まる語り合う会にどれだけ大勢の方々が来てくださるかが非常に重要なポイントになると思います。

全世代に届き、まず参加したくなる広報の仕掛けが必要です。もちろん内容も必要になります。

また、Z世代と言われている世代は、これは13歳から27歳ぐらいを指すそうなんですけど、出産の平均年齢と子どもの発育を考慮すると、まさしく新しい学校に通う子どもたちの保護者世代と言えます。彼、彼女らのメインとなる情報源はSNSです。インスタグラムですとかツイッター——Xと言われるやつです。これらを活用した広報の在り方について教育委員会及び担当課の考え、具体案を聞かせてください。

○教育 長 広報の在り方についての御質問でございます。

確かに村民の皆さんに関心を持っていただきたいという願いは私たちも大きく持っております。

今、新たな学校づくりプロジェクトでは、村民の皆さんとの語り合いを大事にして進める考え方、これはお話ししたとおりですけれども、できるだけ多くの皆様に関心を持っていただきたいというふうに願っております。

そのためにどのように広報を行っていくのか、これも議員の御指摘のとおり重要なポイントになると承知をしております。

現在行っている地区懇談会につきましては8月の総代会で総代の皆様に連絡をさせていただいてチラシの全戸配布を行いました。その後、内容についての問合せや個人的に参加すると声をかけていただいたケースもございました。

また、保持放送や告知放送による広報、あとは学校の「すぐーる」でありますとか保育園のコドモンによる配信、村のホームページへの掲載、それと村のLINEでの配信、それと村の公共施設等への掲示なども行っております。

また、できれば関心の高い皆さんからの口コミや誘い合いで参加していただくようなことも御期待をさせていただいているところであります。

SNS等については、これまでも有効な方法として御提案をいただいておりますが、今のところ既存の広報の方法を使いながら様々な場面で広報させていただいているということでもあります。SNSの使用については、まだそこまで至っていないと、検討中でございます。

また、関心を持っていただくっていうことは並大抵のことじゃないなっていうことも思っておりますが、議員からもお話がありましたが、在り方検討のときには特定の皆さんからのヒアリングっていう形で広くお伺いしたのと、やはりコロナの流行の最中で、例えばそれぞれの団体、組織からそうした発信をしていただいたりして議論していただくような場がなかなか持てなかったっていうのが正直なところであります。

こうしたことは、やはり単発のものっていうよりは、これからこういう機会を重ねて重ねて重ねて、続けていく中で村民の皆さんの関心に結びついていくというふうに思っておりますので、教育委員会としてはこうした取組の1回1回を大事に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○総務課長 担当課ということですが、広報の担当ということで答えさせていただきたいと思えます。

村の広報としましては、代表的なものとして広報紙、村の公式ホームページ、またLINEの公式アカウントがあります。これ以外にも、教育長の説明のとおり「すぐー」等がございまして、幾つかはプッシュ型ということで登録されている皆さんには直接必要な情報が届くといったような仕組みにはなっています。

今回の地区懇談会の開催につきましては、今あります村の発信ツールをフルに活用していますので、関心のある方であれば知ることができるであろう広報はしているというふうに思っております。

情報発信は重要ということでもあります。

ツールについては、多くほうがいいのかというふうには思いますけれども、その分、情報管理が重要、また多岐にわたってくるということになります。

村の公式インスタグラムですとかXの運用につきましては、村のホームページを含めた情報発信の中で今後検討をしていきたいというふうに考えております。

○7 番 (島崎 敏一) ぜひ積極的な働きかけ、行動をお願いいたします。

次の質問です。

令和3・4年度の保育園、小・中学校のあり方検討委員会では保育園も検討の対象だったが、本年度から保育園は別で考えることになりました。

しかし、子どもの成長や健やかな発達に寄り添うことを考えると、教育という広くくりの中で保育園も一体的に議論を重ねていくことが必要だと思えます。新しい学校の姿を考えていく上でも、幼児期にどのような教育が望ましいのかを考えることは必須であると考えます。

また、今後カリキュラムを考えていく上でも、保育園と小中一貫となった義務教育学校の間での質の高い議論を学校づくりプロジェクトとして進めていくためには、保育園も新しい学校づくりプロジェクトに参画するべきと考えます。

教育委員会、担当課の考えをお聞かせください。

○教育長 昨年度までのあり方検討委員会においては、御指摘がありましたように、保育園から小学校の接続についての課題等に目を向けまして、その課題からこれからの在り方というところを検討する、そうした意図もございまして含めておたつたわけでございます。

ただ、昨年までの検討の中では、小中学校の検討までで、保育園に関わる検討までには及ばなかったと、そうした状況でございました。

今、子どもたちの実態が大変多様化をしているというふうにも見ておりまして、現在は、保育園から小学校、中学校までの教育を一体的に行うこと、そのことを求める声も聞かれていますと、これも確かなこととございます。

教育委員会としまして、保育園の在り方は大変重要であると、そういう視点で見えております。

あり方検討委員会の答申では継続した検討が求められております。

新たな学校づくりプロジェクトにおいても、まだこれからどういう形で関わっていくかというところは明確ではないんですが、何らかの形で継続して取り組みたいと考えております。

それにつけても、村長部局の考え方もあることとありますので、どのように取り組むかは担当課である保健福祉課等とも相談をしながら今後は進めていきたいというふうに思っております。

○村 長 担当課という御質問でございまして、村長部局という今の教育長のお話もありましたので、そういう意味でお聞きをいただければと思えます。

幼児期から就学前の子どもの育て、育ちにつきましては、これは基本的には保育園で責任を持つてというのが私の考え方でございます。

幼児期のどのような教育が望ましいかは、保育士も職業として常に頭にあるというふうに思っております。

例えば、村の2園の間で、上伊那、長野県、また県をまたぎ保育をテーマにして広く関東甲信越と、こういうところで研究会を開き、研さんをしております。

一方、卒園し就学するのは子どもから見てかなりの飛躍になるというふうなことも保育士から聞いております。年長児から、今度は1年生になると、がらっとその生活も変わります。また、いわゆる学ぶってということがストレートに下りてくると、こういうことで、そういう意味でかなりの飛躍だというふうに思うわけでありまして。

それで、保育園から小学校へのつなぎを教育委員会とともに考えていくってことの重要性ってというのは、教育長もおっしゃったとおり、増しているというふうに認識をしております。

教育委員会と保育の現場の両方が連携を密にしていくことで、幼保小の教育、あるべき実践的な保育が見えてくるのではないかなということ、お答えに代えたいと思えます。

○7 番 (島崎 敏一) 保育園のことを質問したんですが、小学校前の子育てについて一体的に考えるっていう観点に立ったときに、昨日の6番議員の質問にもありましたが、こども家庭センターですとかこども基本法ですとか、そういったことを同じ、何ていうんですかね、土俵に立って考えるべきと思っております。

それで、ちょっと通告書の内容からは外れてしまいますんですが、担当の保健福祉課長にはお伝えしている質問なんですけれども、1点、質問の追加です。

子どもと教育を一体的に考える上で、こども家庭センターとの連携は必須と考えます。

仮にこども家庭センターも新しい学校づくりプロジェクトに参画となった場合、村長が昨日話していたこども未来戦略方針も当然絡んでの計画づくりになると思えます。

それで、昨日、こども未来戦略方針を調べてみたら、かなり多岐にわたる政策だと見ました。子どもが生まれる前から大学卒業までの間、子育ての伴走支援、住宅支援、保険料免除、授業料免除、住むところまでいろいろな課題を支援するというところで、

こども家庭庁の意図を酌んで政策に取り入れていくことはかなり大変なのかなと思
いました。

そのようなところで何か村長の考えを最後に聞かせてください。

○村 長 この連携とどういふふうに関係あるのかは、ちょっと私はもう少し整理をしないと
いけませんけれども、今おっしゃった国の今度示した施策ってかなり分厚くて、でも
読んでいくとかなり大事なことだと思いますし、危機感は伝わってくるんですよ。

ですから、そういう意味で、一人一人の子ども、生まれてきた子どもをどうやって
大切にするかっていうことも1つの柱になっていますから、やはりその1つが保育園
のときからの育て方というかであり、やはりそれを今度の新しい義務教育学校へつな
いでいくつなぎ方をどうするかっていう意味でお答えをしたわけです。

それと、もう一つ、そのことに非常に関連しているんですけど、実は文科省が幼保
小の架け橋プログラムっていうのを打ち出しております。改めてではないんですけど、
これは特に令和4年～6年の3か年間で年長児から小学1年生のかけ橋教育の充実
を行い、モデル地区の実践を並行して集中的に推進するというので、この成果が6
年以降に報告なりで出てきますから、じゃあ今度は具体的に中川の一貫的な教育の中
でかけ橋教育をどういふふうにしていくかっていうことで参考になるのではないかと
いうふうなことをお答えしておきたいと思います。

○7 番 (島崎 敏一) 時間が少ないですが、もう一点だけ最後……

○議 長 ちょっと、もう時間がないんで、やめてもらったほうがいい。

○7 番 (島崎 敏一) はい。以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○議 長 これで島崎敏一議員の一般質問を終わりとします。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時02分 散会]